

第12日目（12月16日）

○議 長（塩谷寿雄君） おはようございます。傍聴者の皆様、足元の悪い中をお越しくださしまして誠にありがとうございます。これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。

なお、牧野晶君から欠席の届出が出ていますので報告いたします。

○議 長 本日の日程はお手元に配付した議事日程（第5号）のとおりといたします。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、請願第3号 介護保険制度の改善を求める請願書及び、日程第2、請願第4号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願、以上2件を一括議題といたします。2件について社会厚生委員長・目黒哲也君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長 おはようございます。それでは、社会厚生委員会に付託されました2件の請願について、審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、南魚沼市議会会議規則第110条並びに第143条第1項の規定によりご報告を申し上げます。

審査の状況であります。期日は令和4年12月9日、委員の出席状況は7名全員の出席でございました。まずは請願第3号 介護保険制度の改善を求める請願書についてご報告を申し上げます。

最初に紹介議員より趣旨説明を行っていただき、その後、質疑に入りました。介護保険制度について国の動向は。介護事業者の給与と全産業平均給与との差は。また、給与改善だけで人材が確保できるのか。財源確保の裏づけは、等々質疑がございました。その後討論に入りました。討論では賛成討論1名、反対討論2名、それぞれ委員から介護保険制度について、ケアプランについて、介護人材の処遇や確保について、財源確保について等、活発な討論がされました。その後、請願第3号 介護保険制度の改善を求める請願書の採決を諮り、その結果、賛成少数となり、この請願は不採択とすべきものと決定しましたことをご報告いたします。

続いて請願第4号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願についてご報告を申し上げます。最初に紹介議員より趣旨説明を行っていただき、その後質疑に入りました。物価変動率と名目手取り賃金変動率による年金改定について、当市の若者の年収の現状について等、質疑がございました。その後、討論に入りました。討論では、賛成討論2名、反対討論2名、それぞれ委員から少子高齢化について、年金制度の持続化について、物価上昇について、物価スライドとマクロ経済スライドについて、若者の賃金問題について等々、活発な討論がされました。その後、請願第4号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願の採決を諮り、その結果、賛成3名、反対3名の同数となり、南魚沼市議会委員会条例第16条第1項の規定により委員長裁決となり、委員長は否決。よって、この請願は不採択とすべきものと決定しましたことをご報告いたします。

以上、社会厚生委員会に付託されました2件の請願についての審査報告とさせていただきます

ます。

○議 長 2件を一括して委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 請願第3号 介護保険制度の改善を求める請願書に対する討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 それでは、日本共産党議員団を代表しまして、請願第3号 介護保険制度の改善を求める請願書の採択に賛成の立場で討論に参加します。

請願の趣旨と項目にあるとおり、介護保険は施行から22年が経過しましたが、必要なサービスを利用できない実態が広がっています。介護事業所は深刻な人手不足と低い介護報酬のもとで経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態を一層加速させています、と指摘していますが、南魚沼市も同じ状況ではないでしょうか。

そうしたもとの、厚生労働省は3年に一度の介護保険制度の見直しに向けて、国民に大幅な負担増、給付削減をもたらす7つの論点を、社会保障審議会介護保険部会に提示し、年末の取りまとめに向けた検討を進めています。7つの論点の中身は、1、介護サービス利用料の原則1割負担を改め、2割から3割負担になる人を増やす。2、要介護1、2の人の訪問介護やデイサービスを保険給付から外し、市区町村が運営する総合事業に移す。3、介護保険を負担する人——今は40歳以上を39歳以下に広げ、介護サービスを受給する人——原則65歳以上を66歳以上に引き上げる。4、介護老人保健施設や介護医療院などの相部屋、多床室の部屋代を保険給付から外し、利用者負担を増やす。5、ケアマネジャーが作成するケアプランを利用者負担なしから有料にする。6、介護施設を利用する低所得者の食費、居住費を軽くする補足給付の対象を絞り込む。7、国庫負担割合は引き上げず、65歳以上の高所得者の保険料の引上げです。

どれも国民に負担増と給付減を求める内容です。全てが実施とはならなくても、今後こうした方向を目指すことを示しており、こうした方向での見直しが進めば、要介護者を必要なサービスからさらに遠ざけることにつながります。75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担も今年10月から370万人を対象に2割負担が導入される一方、物価高騰が続くもとで年金の削減も実施されました。お年寄りにあまりにも冷たい対応ではないでしょうか。

こうしたお年寄りいじめの方向を改め、介護従事者の大幅な処遇改善、全産業平均よりも月額8万円以上も低い給与の改善によって、介護従事者を増やし、要介護者が経済的な心配をせずに、必要なときに必要なサービスを受けられるよう制度改善を求める内容の請願です。

大勢の皆さんの賛成で可決していただきますよう、よろしく願いいたします。以上、請願第3号 介護保険制度の改善を求める請願書の採択への賛成討論といたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

12 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 おはようございます。傍聴者の皆様、早朝よりご苦労さまです。それでは、介護保険制度の改善を求める請願書に反対の立場で、南魚みらいクラブを代表いたしまして討論に参加させていただきます。

この介護の実態であります。私も父、母の介護を2年間やった経験があり、そしてまたその姿を見て、また娘が、末娘であります。介護の道へ進んでくれました。この介護の厳しさ、請願を提出された皆様の思いは、本当に強く思うところであります。先ほど請願の賛成者のお話がありましたこの介護保険制度につきましては、3年に一度実施する見直しの議論が本格化になっているというところであり、22年経過しているということでもあります。

当初スタートしたときは月2,911円でしたが、今は6,000円を超え、まだそれ以上に上がっていきこうとしているのが現状であり、制度の持続化が問われていることは本当に理解するところであります。急速な高齢化で介護が必要な高齢者は今年3月末の時点で690万人と、年々増え続けていて、これに伴って介護にかかる費用の今年度の総額は予算ベースで13兆3,000億円と、介護保険制度が始まった2000年と比べて3倍以上になって増えているところでもあります。

先ほどケアプランの有料化とか、また、介護支援の1割、2割の方の有料化というような話も出ていました。厳しいなと本当に私は現実に思っております。このケアプランの有料化につきましては、12月5日には、今回は見直しというか、先送りにする方針を固めているようでございます。何といたしても全額公費負担、国庫負担の割合を大幅に引き上げるということを求めておられますが、まずは介護従事者の給料も上げてほしいという言葉もありますけれども、それが介護従事者の増加につながるのか。

ただ、その場合でも財源確保が求められている中、いくら国が支援、公費で対応といっても、最終的には国民の負担、赤字国債や赤字地方債を財源とする場合は、将来世代の負担に跳ね返ってくるというのが現状であります。給与の引上げが、現場の課題を解決する方法ではないのかと私は思っています。段階的な給料引上げ措置や、経営理念の明確化とか、働きやすい職場づくり、社会福祉連携推進法人制度やICTの活用、タスクシフトの推進なども併せて推進し、介護現場を充実したところにもっていくことが正しいのかなと思ひ、本請願書に対しては反対という立場で討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 請願第3号 介護保険制度の改善を求める請願書に反対の立場で討論に参加させていただきます。

清塚議員の意見と似ている部分もあるのですが、こういう請願を出す際は、僕は必

ず財源を示すべきだと思っております。これをやることで、例えば若者世代の負担が増えたりとか、どこかの負担が増えるかもしれないわけです。なので、困っている人がたくさんいる中で、なぜこの人たちを特にやって、どういった財源——どこかを削ってやらなければならないのです。

それか税収を増やす方法かとか、経済政策があるのかとか、どこかを経費削減するのかとか、そういう部分を示して、この人たちが一番苦しんでいるからこの人たちを助けようという議論があってしかるべきなのに、この人たちだけを助けるというのだと、結局どこかに負担を強いることになるかもしれない。例えば子育て世代とかですね。

子育て世代に負担を強いて、子供が減っていけば、結果的に年金を支える部分もまた減っていくことにつながりかねないので、私は賛成はできなくて、さらに請願書に書いてある政府はテクノロジー機器の導入と引換えに、職員の配置基準を大幅に引き下げようとしている。これは分からない。テクノロジーが入るとサービスが低下するというのなら分かるのです。でも、JRの自動改札は、皆さん全員職員を配置するべきだと思うのかどうかとか、テクノロジーの導入を全部否定するのはおかしいと思うので、そのテクノロジーを導入したことで、どういう人がどういうふう困るのかという部分もしっかり書いていただけるほうが、もう少し分かりやすいのかと思います。

ただ、私は市議会議員なので、市内でこういう人たちを助ける財源が、南魚沼市の場合は、基金が今、最大にあります。そういった基金を崩して、市内でこういう困った人たちを助けるということに関しては、もう最大限応援したいと思います。ただ全国的な流れに請願を出して、どこかに負担を強いるような請願書には賛成できませんけれども、市議会議員として、市内で困っている人たちを、市内にある基金を使ってやるということに関しては、私は最大限協力しますので。ただ、この請願書に関しては反対です。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第3号 介護保険制度の改善を求める請願書、本請願に対する委員長報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

○議 長 請願第4号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願に対する討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

2番・川辺きのい君。

**○川辺きのい君** 日本共産党議員団を代表して請願第4号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願に対する賛成討論を行います。

賛成理由については、請願の趣旨にあるとおりです。物価高騰の中、年金が下がり続け、年金だけでは暮らせない高齢者が多くなっており、生活保護へ移行せざるを得ない高齢者が増えています。このことが自治体の財政を圧迫することにもなっています。また、生活保護に移行しないまでも、離れて世帯を持つ子供たちが、自分たちの暮らしを維持することとは別に親の生活を支えるために、過大な負担を強いられています。

こうした現状は若い世代に対し、苦勞して年金をかけても将来もらえるようになるのだろうか。もらえたとしても親が今もらっているような額では暮らしていけるはずもないといった、将来への展望と年金に対する信頼を失わせる要因になっています。そうした背景もあり、全国政令都市20市は、年金制度そのものが高齢者や障がい者の生活を安心して支えるものとなるよう、老齢基礎年金の支給額を改善されるよう要望するという要望書を、国に提出しています。

今回、年金者組合から出されている請願は、この政令都市20市が国に要望していることと同じ内容の意見書を、当南魚沼市議会としても国の関係機関にあげていただきたいというものです。市民の切実な願いであり、当然の請願であります。近年、物価が上昇しているにもかかわらず、年金の削減が相次ぎ、地域経済を落ち込ませる要因の一つになっており、地方財政に大きな影響を与えています。

現状の年金制度のままでは、年金生活者の暮らしを支えられないばかりか、経済を冷え込ませ、自治体の財政を圧迫し、そればかりか、若者の年金離れを加速させ、年金制度そのものが成り立たなくなってしまう。改善が必要です。年金のほとんどは消費に回っています。年金生活者が我慢しないで暮らせることは、消費を底上げして、地域経済を循環させる大きな力になります。ひいては、現役世代へも還元されることになります。

年金支給額が上がると、現役世代の負担が増えるとか、若い世代がもらえる年金が減るといった議論がありますが、事実と違います。年金が減らされ続ける一方で、年金積立金は年々増えております。この積立金には現在年金を受給している方々が、現役時代に掛金として納めてきたものも含まれています。政府はこの積立金を運用という名目で株価を上げるために投資して、10兆円を超える損失を出していることは公表されているとおりであります。物価高騰に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善は、高齢者の暮らしを支え、現役世代の負担を軽減することにとどまらない経済対策といった側面も大きいものです。何よりも若者が展望を持てる持続可能な年金制度にするために、支給額の改善は必要です。

この請願を採択いただき、政令20都市の要望行動と共同して、意見書を関係機関に届けることに大きな意義があることを訴えまして賛成討論といたします。

**○議長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

12 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君　それでは、請願第 4 号　物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願書の提出について、南魚みらいクラブを代表いたしまして、反対の立場で討論をいたします。

歴史的な物価高騰は、改めて日本の公的年金制度の設計を議論する機運を高めていると私も感じております。本請願の趣旨に、若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、物価の上昇に見合う老齢基礎年金の支給額とのことですが、現高齢者だけを考えるのであれば、年金増もできるかもしれません。もらえるのであれば多いに越したことはないと思います。物価高は子育て世代にも同じであります。私がもし議員でなければ、本当にこの賛成の皆さんと同じように賛成したかも分かりません。今は私どもは市議会議員という立場の中で考えていかなければならないと思っております。やはりこれからを担う子供さんから若者、現役世代までの視点で年金制度を、少子高齢化の進行を見据えて、将来にわたっていかにこの制度を持続でき、安心してできるものにするかの視点で考えていかなければなりません。

年金制度の維持が難しくなっている主な理由として、少子高齢化が挙げられます。15 歳から 64 歳までの方、およそ 2.3 人で高齢者 1 人を支えているということです。この数字は 1980 年では約 7.4 人だったため、当時は 7 人で高齢者 1 人を支えたということになります。内閣府の令和 3 年版高齢社会白書の統計によれば、2025 年には高齢者が 3,677 万人に増える見込みです。2025 年時点の生産年齢人口とされる 15 歳から 64 歳までの人数を、高齢者の人数で割ると、約 1.94 となります。これからはおよそ 1.9 人で高齢者 1 人を支える構図が現実味を帯びてきております。

少し余談ではありますが、令和 4 年 10 月に内閣官房が示した資料では、日本の家計金融資産について、約 2,000 兆円を超え、それを 60 代以上の方が保有をしているようであります。一概に高齢者が全て年金に依存していることもないのではないのでしょうか。年金のみで暮らしている方については——先ほど請願の中にもありましたが、57%。これも確かに現実味を帯びている世界であります。2,000 万円問題についてもあります。おじいちゃん、おばあちゃんをできるだけその子供や家族を支える仕組みと、生活困窮世帯への社会保障等の充実もあるのです。

このように現役世代が年金を受け取る際には、現在 1 人当たりの支給額が減額されると予想されています。これは日本の年金制度は積立方式ではなく、賦課方式を採用しているためです。今後現役世代の年金に関する負担はますます大きくなっていくことが予想されます。現在の公的年金制度には少子高齢化の進行を見据えて、将来にわたって制度を持続的で安心できるものとするための年金財政の仕組みを導入しなければならないと思っております。

政府は 2004 年に少子高齢化対策のために、マクロ経済スライドを導入しました。マクロ経済スライドとは、資金や物価の変化に応じて、年金額を調整する仕組みのことです。年金額を調整し、実質的に減らすことで現役世代の負担軽減にすることを目的としております。これにより少子高齢化が進行しても、現役世代の負担が過大になることを防いでおります。こ

の仕組みを機能させ、長期にわたって給付と負担のバランスがとれているということです。

そして、5年に一度行われる財政検証において、年金財政が中・長期にわたって均衡するように調整が行われております。少子高齢化に対応するためには、公的年金制度の前提となる経済や社会の働き方が重要になります。具体例には、働く意欲のある高齢者や女性が社会で働くことができる環境を整備し、社会保障の支え手を増やすということが年金問題には大切ではないでしょうか。

以上のことから、本請願には反対といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、請願第4号に賛成の立場で討論に参加したいと思います。

年金問題。今、反対者の討論の中にありましたけれども、人口減少、そしてまた少子高齢化の時代、現役世代が減少する中で、一方では年金受給者が増えているわけですから、年金会計が回っていかなくなるというようなことで厳しい現実であります。したがって持続するために受給額を減らさなければならないということに、現実なっているというふうに、私は理解しているのですけれども。

ただ私は、このところの物価上昇はどうでしょうか。日用品から電気料、燃料費を含んで、年金生活者だけでなく全ての一般市民がこの物価高を痛感、実感していることだというふうに思います。この物価高が続く中で、昨年は年金0.1%が多分割減がされていますし、今年は0.4%の年金減額です。

働く人1人当たりの現金給与の総額ですけれども、これは10月では前年比1.8%上昇していきまして、10か月連続で上昇です。ただ、物価変動を反映した実質賃金は前年度に比べて2.6%減っているのです。これは7か月連続でマイナスです。給与も若干上がっていますので、これで何とか収まっていますけれども、年金生活者は、年金は減る、物価は上がるということで、そこから考えても年金生活者の生活実態というのは、非常に年々厳しくなっているというのはご理解いただけるというふうに思うのです。

今の議論の中にありましたけれども、現役世代の方々の負担を減らさなければならないから、年金を減らしながら財源確保をするという、そういう理論。年金会計だけを見ればそれは正しいかもしれませんが、それを繰り返していけば年金なんてどんどん減っていく、減らさざるを得ない。人口が減りますから、少子高齢化ですから、そういうところでのいいのかというようなことです。

今の発言の中でも、その制度自体を変えていかなければならないというのはありましたけれども、現状の中で今、年金生活者がどういう生活をしているかということも、やはり私たち市議会議員としては目を向けなければならない。基礎年金の満額、月額が今は1か月6万5,000円を切っていますから。その中で年金生活者も生きていかなければならないわけなのです。

年金額の決定につきましても、先ほども話がありましたけれども、以前は物価変動を反映

した年金設定だったのですけれども、話にありましたが、平成16年に制度改正がありまして、賃金や物価変動に——ここが大事なのですけれども、現役の被保険者の減少と平均余命の伸びに応じて算出するスライド調整率というのが加わりましたので、物価変動よりも必ずといいますか、大体が低いところで抑えられてしまうということにならざるを得ないわけです。だから、物価変動を反映した年金設定ではないというようなことであります。

ただ、一つは物価変動は1年遅れで年金に反映していきますので、今、皆さんが実感として感じている大変な物価高は、来年度の年金に反映するかもしれない。だけれども、マクロ経済スライドの中にあっても、この2年それに加えて新たな算定の基準が入ったので、またここ一、二年減るといような状態になっているわけです。そういうことを繰り返しますと、財源的な確保がある、だから制度的に根本的に見直さなければというのがありますけれども、そういうふうなことで年金を減らしながら、この年金会計が維持できるかというのが、私は非常にかえってまた不安もありますし、若い人はそれで年金の加入がどうなのかということ。年金制度自体の存続にも私は関係するのだというふうに思います、というように感じているところであります。

今言った状況の中で安心して老後を暮らせるように、せめてこの請願は、せめて物価上昇に見合う支給に改善をしてもらいたいという——どんどん上げろというのではない。物価上昇に見合うような改善にしていきたいということでありますので、私はこの請願に賛成をしたいというふうに思います。

繰り返しますけれども、今の発言の中にありますが、人口減少、少子高齢化時代の中で現状の年金会計は厳しいところであります。したがって、今後どうしたらいいかという制度設計も含めて考えなければならないことはもちろんでありますけれども、年金生活者の現実の問題として、物価上昇に見合う支給に改善というのは、私たちこの市議会議員としては、実際この地域で住んでいる年金生活者の生活を考えてみても、そここのところは国のほうに要望を意見書として出さなければならないのではないかと。財源的な判断については国のほうの全体的な中で、それはやはり政治として考えていかなければならないということを思っておりますので、本請願には賛成をしたいと思っております。

**○議長** 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

**○黒岩揺光君** 請願第4号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願に対して、反対の立場で討論に参加させていただきます。

清塚議員とあまりかぶらないようにはしたいのですけれども、先ほどと同じように財源ですね。財源に関しては国に考えてもらうのではなくて、こういう請願を出す際はどこから出すのか。川辺議員がおっしゃったその年金積立金が本当に今上がっているというなら、それをここに盛り込んだほうがいいと思うのです。積立金がこれぐらい上がっていますよ、なので全然余裕がありますよとか、そういうものを盛り込んでもらいたいと思っております。

佐藤議員がおっしゃった5万円、6万円だけで生活されているのは苦しいという表現もあ

りましたが、確かにそれは苦しいと思うのですけれども、全員がそうではないと思うのです。65歳以上で働ける方も中にはいらっしゃると思うのです。なので、もちろん働けない方には特別な支援は必要だと思いますけれども、この請願書は全員一律に上げるという話だと思うのです。若者世代だって今は物価高騰で物すごく苦しんでいますけれども、その人たちの支援はどうするのかとか、そういった部分も考えなければいけない。

あと、請願書全体的に、議論として生活保護に移行するからそれが自治体の財政を逼迫するというその論点もどうかと思っていて、生活保護は確かに実際は財政は逼迫します。でも4分の1ですよ。4分の1以外は国とか県から来ますよね。確かに自治体のところは逼迫するけれども、この年金を上げることで、どこか別のところが逼迫しかねないわけですよ。自治体の財政を逼迫するのは駄目だけれども、どこか別のところを逼迫するのはいいという論理は僕は賛成できないし、年金はそのほとんどが消費に回りますという表現。生活保護が一番消費に回ります。生活保護はもう貯金もない、何も無いというのがしっかり確認されて支給されますので、ほとんどが消費に回ります。

なので、生活保護と対比してこういう論点を持つてくるのもどうかと思うし、結果的に本当に困った人が、生活保護を申請したら自治体の財政を逼迫したのかな俺、みたいになるのもやはり私は嫌なのです。ですので、しっかり財源を示すこと。積立金が最高額というならそういうグラフも見せてほしいということ。そして年金はそのほとんどが消費に回るといいながらも、私の意見では生活保護のほうが消費に回るといことなどから反対の立場で討論させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。

請願第4号 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の改善を求める請願、本請願に対する委員長報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、請願第4号は不採択とすることに決定いたしました。

○議 長 日程第3、第93号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第93号議案 南魚沼市税条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

まず、概要についてであります。今回の改正は、令和4年度の地方税法の一部改正のうち、令和5年1月1日から施行される市民税に関するものとなります。改正の1点目は、扶養親族等に退職所得がある場合の扶養親族申告書の様式の変更で、これは所得税と住民税では、退職所得の合計所得金額への算入方法の取扱いが異なり、所得税では合計所得金額に含み、住民税では含まないということから、納税義務者本人あるいはその扶養親族に退職手当があった場合、適正に申告しないと住民税の配偶者控除、扶養控除、寡婦控除、ひとり親控除などの人的控除が、所得制限によって受けられないこととなります。このことから、住民税での適用漏れを予防するという意味から、扶養親族申告書の様式を変更し、退職手当等を有する配偶者、扶養親族についての記載欄が追加されることとなりました。そのため、これに係る部分が改正となります。

改正の2点目は、住宅借入金等特別税額控除の延長と見直しによる改正。3点目は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の終了などとなります。

それでは、新旧対照表でご説明を申し上げます。3ページのほうをご覧ください。第25条の3の2第1項は、給与所得者の場合であって、退職手当があった配偶者があり合計所得が133万円以下であれば控除を受けられる場合があるため、見出しの扶養親族申告書の名称に等を加え、第2号として合計所得133万円以下の配偶者の氏名欄を新設して、以下の各号を繰下げにするものです。

続く第25条の3の3第1項は、こちらは公的年金等受給者の場合であって、扶養親族申告書に特定配偶者についての記載欄が追加になったため、見出しでの申告書の名称に等を加えて、めくって4ページにいきますが、4ページのほうで本文では、退職手当を有する特定配偶者または退職手当を有する16歳以上の扶養親族についての申告が必要な旨を記載しまして、それに合わせて、記載事項の第2号に特定配偶者の氏名を追加して、以下の各号を繰下げにするものです。

同じページの下のほう、附則第6条の3の2は、住宅ローン控除について、個人市民税の控除年限を改正前の令和15年度までから令和20年度までに延長するとともに、居住開始の期限を令和3年末から令和7年末までに延長するものです。

続く5ページの中ほど、附則第16条の2第3項は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例に関して、租税特別措置法第37条の9が廃止になったため、規定から削るものでして、廃止になった特例の内容は、平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合、というものであります。

一番下、附則第24条は、住宅ローン控除の——これは新型コロナウイルス感染症に関する特例でありましたが、4ページの附則第6条の3の2で住宅ローン控除が延長となったことから、ここが不要となり削除をするものです。

2ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則です。第1条は、施行期日で、令和5年1月1日とするものです。第2条は、経過措置で、第1項では給与所得者の場合、第2

項は公的年金等受給者の場合ですが、それぞれ、施行日以降の給与または年金等の支払いについて適用し、それ以前のは、なお従前の例によるものとなります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 93 号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 93 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、第 94 号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、続いて第 94 号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。今回の改正はスポーツ基本法の一部改正に伴い、南魚沼市入湯税条例の該当部分がありましたのでそちらを改正するものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 3 条の課税免除に列举されるもののうち、国民体育大会という名称を国民スポーツ大会に改めるものです。

1 ページに戻っていただきまして附則では、施行期日を法改正に合わせて令和 5 年 1 月 1 日からとするものとなります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 94 号議案 南魚沼市入湯税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 94 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 5、第 95 号議案 南魚沼市立城内診療所の廃止に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長 第 95 号議案 南魚沼市立城内診療所の廃止に伴う関係条例の整理について提案理由を申し上げます。

本条例案につきましては、特別会計による城内診療所の運営を今年度末で終了し、令和 5 年度からは市の医療提供体制を集約するために、南魚沼市病院事業における南魚沼市民病院の附属診療所としての運営とし、現行の南魚沼市立城内診療所条例を廃止するとともに、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例においては城内診療所を南魚沼市民病院の附属施設として定め、併せてその他に関する条例の一部改正及び廃止をしたいものです。該当する条例の制定順に関係条例を整理しております。

初めに廃止したい条例につきましてご説明させていただきます。2 ページをご覧ください。第 7 条において廃止する条例について整理しております。第 1 号、南魚沼市特別会計条例につきましては、現行において特別会計の対象は城内診療所のみであることから、第 2 号、南魚沼市立城内診療所条例、及び第 3 号、南魚沼市立城内診療所医師住宅管理条例につきましては、特別会計による城内診療所の運営を終了することから廃止したいものです。

次に一部改正する条例につきまして、新旧対照表にてご説明いたします。5 ページをご覧ください。第 1 条関係、南魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例については、市立城内診療所に勤務する職員を対象としている第 2 条第 4 号から第 6 号、第 6 条から第 8 条で定める夜間看護手当、救急業務手当、時間外特殊勤務手当を削りたいものです。

7 ページ、下の表をご覧ください。第 2 条関係、南魚沼市医師修学基金条例につきましては、対象となる病院を明文化することと、他の関係条例と表現の統一を図るために、南魚沼市民病院、市立ゆきぐに大和病院及び市立城内診療所を、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例に定める病院に改めたいものです。

8 ページ、上の表をご覧ください。第 3 条関係、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例につきましては、病院事業の設置に係る第 1 条に第 3 項として、南魚沼市民病院附属城内診療所を加えたいものです。

8 ページ下の表から 9 ページをご覧ください。第 4 条関係、南魚沼市立病院等に勤務する医療技術職員修学資金貸与条例につきましては、城内診療所は南魚沼市民病院に附属化することで含まれることから、第 1 条において、及び南魚沼市立城内診療所を削り、同条及び第

8条、第9条並びに第11条において、病院等を病院に改めたいものです。

10 ページ上の表、第5条関係、南魚沼市立病院医師住宅管理条例第1条、及び下の表、第6条関係、南魚沼市立病院の使用料及び手数料条例第1条につきましては、本条例案第2条関係と同様に、対象となる病院を明文化することと、他の関係条例と表現を統一するため、南魚沼市病院事業を行うを、南魚沼市病院事業の設置等に関する条例に定める病院と改めたいものです。

2 ページにお戻りください。附則第1項といたしまして、本条例の施行日は令和5年4月1日としたいものです。第2項は、特別会計条例の廃止に伴う経過措置として、城内診療所の出納は令和5年3月31日をもって閉鎖し、その資産及び債権債務並びに歳計剰余金を病院事業会計へ引き継ぐものです。

3 ページをご覧ください。第3項は、城内診療所条例の廃止に伴う経過措置として、同条例第6条に規定する料金の取扱いは従前の例によるとするものです。第4項は、城内診療所医師住宅管理条例の廃止に伴う経過措置として、廃止前の条例の規定によってなされた処分、手続、その他の行為について、改正後の南魚沼市立病院医師住宅管理条例の規定に基づいてなされたものとみなすものです。第5項は、この条例の施行日前の城内診療所医師住宅に係る貸付料及び入居者の費用負担については従前の例とするものです。第6項は、南魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い、引用条番号を改めたいものです。

以上で第95号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今回の条例改正によって、この城内診療所ですけれども、指定管理に移行ということは、前のやつもやっていたから、なかったのですけれども、指定管理の移行が可能になってきているという考えがしますけれども、そこら辺はどうか。

もう一点は民間の診療所への売却ということもこれで可能なかどうか。その2点をお伺いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 城内診療所は指定管理ではなくて、市民病院の附属診療所にするということであります。民間への売却は考えておりません。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今上程になっています条例議案については、内容は分かりました。ただ1点聞いてみたいのは、この条例を変えることによって来年の4月1日からこのような形になるわけですけれども、その間の準備とかPRとかいろいろあると思うのです。一番心配なのは今までの城内診療所、体制も運営も大分変わるのですけれども、地元の方々にとどのような説明が今までなされてきているのか。そして、この4月1日に向けて地元の方々に、その変

更になる運営方法、体制方法等をどのように周知していく考えなのかというところだけ少し確認をしたいと思います。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 地元の住民の方々にはご説明しておりません。議会での議決が優先すると思ひまして、それを踏まえた上で本議会終了後に説明を開始したいと思っております。全てが決まったわけではございませんけれども、こういった体制で、こういった頻度で、こういったサービスを提供するというをやっていきたいと思っておりますし、それから一番重要なのは移行にあたって次の体制への予約の変更とか、それから補正予算のところでご承認いただきましたけれども、必要な通所リハビリの施設の整備の運用とか、いろいろ決まり次第また地元関係議員を通じながらも、地元の方々にきちんと説明して、心配のないようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ここが大変難しいところで、議会のほうを先に決めてということですがけれども、実際この医療機関を受けるのは地元の方々ですから、だからやはり地元の方々が内容を理解している、そして承知している、そういうものでないとなかなか私たち議会のほうも、では4月1日からストレートにやりますと言われても、地元のほうは全く今まで知らないのかとなると、本当のことを言うと判断が難しいところがあるのです。

今、答弁のとおり、議会の議決を優先したいということであれば、そこもでは百歩譲ってよしとしまして、ではこれから地元の方々にはどのような形で説明を——地元の方々にとっては重大な変更だと思っておりますけれども、説明を考えているのか。そこだけもう一回お願いします。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 ストレートに地元の方々に直接説明はしておりませんが、この城内診療所の集約につきましては、今年の5月に基本方針を定めて、今年の6月に骨太の全体計画を市長のほうで告示しております。あるいは、市全体ですがけれども、住民代表の方々に入っていたプロジェクトチームの中で盛んに議論をしております、それから間接的にはありますけれども、現在勤務している先生方を通じて、直接は説明してありませんけれども、間接的にそういうふうな形で事案の存在をご説明というか、間接的に知らしめているところであります。

私どもも迷いましたのは、議会の議決の前にこういうふうなことでやるということを地元の方々にご説明することは、議会を軽視していることになるのではないかとということで、満を持して今回議決をいただいた後に、地元の選出されている関係議員を中心にやり方を決めながら、ご指示に従いながらきめ細かく現場に出て、様々なご要望も聞きながら、心配のないような形で、もう年内からご説明を始めたいと思っております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 具体例にもうこういう条例が出てきたということですので、少し聞いてみたいのですが、一つは、今、城内診療所のほうだけにおいでいただいている先生方、そういった先生方が今度どのような格好で市の診療に関わるのか。その辺恐らくかなり方針といたしますか、構想はできていると思うのです。今ある城内診療所の患者さん方の数が、例えばこのくらいあったので市民病院からどの程度の格好でいって、附属診療所の開院日ですとか、開院日数をどのくらいにすれば十分に対応できるとか、そういった部分も恐らく議論がされていると思うのですけれども、そういう辺りが十分にこれからの地域の医療を担保できていくのかどうなのか。どういう見通しになっているのか。その辺をぜひお聞かせいただきたいと思います。

もう一つは議会軽視になると困るので、住民の前にとというようなお話も伺いましたけれども、市が何かやる場合は、例えば新ごみ処理施設の建設についても、大和地域であれだけ市長まで先頭になって出向いて、地域との協議を行いながら進めて、その後の例えば今の島新田のところも、大まかに地元の皆さんからのご理解もいただいてということで進めているわけです。特に本当に地域の皆さんの健康や医療に関わることでありますので、そういう意味では一定程度地元の皆さんの理解というのも事前に必要ではないかと思うのですけれども、その辺も併せて少しご説明いただければと思います。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 地元の方々の地域におけるご要望につきましては、診療所のほうでも何回かアンケートをとって、そしてこういうふうな医療ニーズがあるというふうな形では把握しておりますし、先ほど来申し上げておりますけれども、全く何もしなかったわけではございませんで、それがいいかどうかはあれですけれども、地元選出というか関係する地域の議員の方々とよく相談しながら、説明というか——全く何もしなかったわけではない、そういう方ともご相談してきました。しかし、私の判断ではこれからやるのだというふうに思っております。

それで、実人数で患者は確か900名程度いたと思っておりますけれども、ただ、ご案内のように、日々の受診者は1日16人から20人という形でございます。普通の診療所であれば、午前午後で60人ぐらい診るわけでありまして、そういった意味では毎日開くのではなくて、今のところ診療所を週2回は確保しようと思っております。

それで、今、勤められている4人の非常勤の先生方は、市長部局の会計年度任用職員になっておりますので、一旦それは解雇という形に全員なります。ただ一方、私どもとしてもこういったニーズに対応する先生には残ってもらいたいということで、先生方と一部ご相談しております。まだ確定しておりませんが、貴重な人材でありますので、城内診療所になるのか、それとも市の病院事業全体の中で関与していただけるのかということで、この議会中もいろいろ相談しております。まだ確定しておりません。

そういうことで、今いる方々が100%同じ形態でやるのであれば、全く集約化した意味がな

くなるわけでございまして、そのところは1日でやる人数の効率化を図ったりして、そしてさらに城内診療所で今までできなかったようなことを逆に市民病院のほうに紹介したり、あるいはレスパイトで市民病院の地域包括ケア病棟に入院していただくなど、いい意味で大きく安心感を持ってもらう。それから、申し上げてもいいと思いますけれども、そこに地元出身のこのたび採用した医師、麻酔の専門家の医師ですけれども、広田医師を管理者として任命しようと思っております。そして、その方は痛みの専門家でもあり、リハビリもやっておりますものですから、城内診療所の広いスペースというか、昔病院だったわけでありまして、それを利用して通所リハビリをやりたいというふうに考えております。

したがって、全体としては集約化によって効率化を図りながらやりますけれども、必要な送迎も維持したいし、少しサービスの日は少なくなりますけれども、特色を持って市民の人々に安心してもらえるようにやっていきたいと思っております。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうしますと、今まで城内診療所は在宅医療というものを、ある面では予算で車の経費までも計上していながらしてこなかったわけでありまして。今後そういう部分で日数等が少なくなるわけですけれども、在宅医療に関しましてどのように考えておられるのかお伺いさせていただきたいと思っております。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 あくまで城内診療所は、今度は南魚沼市民病院の附属診療所になるわけでございまして、在宅関係については訪問診療や訪問看護をしております。そういった形で、城内診療所だけの在宅医療だとか、そういうことではなくて、市全体の在宅医療の推進に向けて今後強化したいと思っております。必要な人材は今後来年度予算に向けて確保したいと思っております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることに……。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 先ほどの答弁で、梅沢議員の質問に対して、住民に説明する前に議会の議決を諮るのがいいと。それは住民の説明を先にすると議会軽視になるというふうにおっしゃいましたけれども、そのときの答えが、城内診療所のアンケートなどをとっているとか、地元選出の議員に相談をしているとお話ししましたけれども、私たち議員というのは特定の地域の代弁者ではなくて、市民全体の代弁者ですので、特定の地域の議員に相談したからその地区の人たちの声を聞いたという論理は、私は当てはまらないと思うのです。それについてのご意見と、アンケートをとったということですが、そのアンケートにはどういった声があったのか。そのアンケートの声にどういうことがあって、その声をもとに今回のこの議案を提出されたことに至った因果関係についてお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 先ほどから聞かせていただいている、少し考えが違っていると私は思いま

す。もう一つ加えると、先ほど病院事業管理者のほうからそういう話がありましたが、私は自分としてもざっくばらん等で現地にも伺っています。黒岩議員は多分参加していたと思います。その中で医療のことはきちんと話もしています。

加えまして、今ほど1番議員はそう言いますけれども、しかし、地元のところから出ている議員さんにこれまでも、決してそこが全部ではありませんけれども、いろいろな話を聞いたり、そういうことはいろいろやっています。特別ここだけの問題では全くありません。

それから先ほど——ごみ処理場とこれをやる、ここが一番、今言っているではないですか、1番議員ね。ここが一番決定していく機関。そこも決まらないうちに、どうだこうだ言って、では住民のほうから話が出たら、この医療の骨太のことを曲げるのですか。そういうわけにはいかないでしょう。そういうことをきちんと皆さんから考えてもらわないと、13番議員の方も少しこのことだけがそういうことだとか、少しおかしい議論ではないかと私は思いますけれども、その辺はどうですか。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 城内地区でのざっくばらん、私も傍聴させていただきました。ただそのとき、市長からは最初のパワーポイントでは、城内診療所に関する説明はなかったと思います。質疑で市民のほうから、城内診療所に関するはどうなるのですか、という質問があった。それに対しての市長の答弁が、同じ答弁だったのです。地元選出の議員には相談をしています、と言っていて、僕はそこが考え方が違って、やはり地元選出の議員に相談したから地区には相談したという議論は僕は成り立たないと思っている。住民に対して議会の議決を得たのだと言われてしまうと、もう住民の人たちは、議会の議決になったのならもう私たちの意見を聞く必要はないではないですか、という議論にもなりかねないので、やはりまず住民の人に説明をして、ごみ処理場のときみたいに……

○議 長 質疑を行ってください。

○黒岩揺光君 その後に条例改正を出すべきだと思うのですが、何か急いでこの条例改正をしなければいけない理由が、もしあるなら最後にお尋ねします。

○議 長 市長。

○市 長 急いでやらなければいけないに決まっているではないですか。機器の話までこの間もしています。だって4月1日から始めるのですよ。その中で、もう体制を決めて——先ほどから話しているではないでしょうか。皆さんが分からないと困るではないですか。今回やはりやっておかなければ、どうやって皆さんに話をしていくのですか。急がなくてはいけない理由はそこだと思いますけれども、もし、加えることがあったら。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番・川辺きのい君。

**○川辺きのい君** 日本共産党議員団を代表して第95号議案 南魚沼市立城内診療所の廃止に伴う関係条例の整理についてに反対の立場で討論に参加します。

反対理由は、市立城内診療所を廃止して、市民病院附属診療所にするこの理由に説得力がないことが1点目です。ベッドを持つ市民病院の附属とすることで、いつでも入院できる安心感を持っていただくことにつながると委員会で説明がありましたが、市立診療所のままでもそれは可能です。医療機関相互の連携で必要な入院が可能になっているのが現状ではないでしょうか。

2点目は、補正予算でも述べましたように、附属診療所にして診療体制を縮小、後退させるものだからです。

3点目は住民への十分な説明も、不安に答える対策も示さないまま提案をしていることです。

以上の理由から第95号議案 南魚沼市立城内診療所の廃止に伴う関係条例の整理については反対をいたします。

**○議長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番・寺口友彦君。

**○寺口友彦君** 第95号議案 南魚沼市立城内診療所の廃止に伴う関係条例の整理について、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。

補正予算のときにも申しましたけれども、ただいまの反対者の討論を聞いておりました。説得力がないというお話ですけれども、病床を持った診療所につながるという話を社会厚生委員会でしていたと。このことの道筋が見えないということでありましようけれども、私はそうは思いません。今現在の城内診療所の診療体制は、一般会計のときにも申しましたけれども、細切れで医師が来るという体制から、やはり固定の医師をそこにきちんと置くということから、城内地区をはじめとして五十沢だったり大和であったり、六日町であったり、塩沢であったりと、いろいろなところに要望が出てくる。それに対して対応もできるということから、私は診療サービスということを見れば、充実できていく道筋ができたのではないかとこのように考えております。

2つ目に週2日に縮小ではないかと。このことも今申しましたように、今後ニーズがある、医師の確保もきちんとできているということから、私は膨らんでいくのではないかとこのように考えおります。

そして我が会派の同僚議員から出ましたけれども、住民への説明不足ではないかという部分でありますけれども、確かに議会軽視と言われる部分があると言われればそうかもしれませんけれども、やはり議会に対してきちんと話をし、今後丁寧な説明をしていくという病院事業管理者のことを私は信じたいと思っております。城内診療所については、診療所の入り口に市民の方からのアンケート、要望を貼ってあります。それに一つ一つ応えていこうという真摯な態度、私はこれに期待をしたいと思っております。

加えて、南魚沼市立附属診療所という名称が、適当なのかどうかも分かりませんが、やはり市立病院群の中で特別会計でやっていたものを、今度は本当に市民病院の事業会計の中に入れてやっていくというところは、これからいろいろな意味での住民サービスの充実ということにつながっていく、このきっかけがこれで行けるのではないかと考えておりますので賛成としたいものであります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 95 号議案 南魚沼市立城内診療所の廃止に伴う関係条例の整理について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

議会の議決の前に住民の説明会を開いてしまったら、議会軽視と言われるというふうにおっしゃいましたけれども、私は全く逆の意見で、それは住民軽視なのではないかと思っていて、まず住民に説明をして、住民からこういう声がありましたよと議会に出してもらって、それを判断材料にさせてもらって、賛成、反対を決めたいと思います。

8月のごつくばらんの会……（何事か叫ぶ者あり）

○議 長 静粛に。

○黒岩揺光君 8月のごつくばらんの会に私も城内地区に参加させていただきましたけれども、市長のほうからはそういった情報もなかったと思いますし、住民からそういう、城内診療所は今後どうなるのですか、という質問があったこと自体、市長から説明がなかったという証である。病院事業管理者も市長も、地元選出の議員に説明はしている、理解はしてもらっているというのは、やはり二元代表制というコンセプトがあまり理解されていないのかと思っております。その議会の意義、議会がある意義が問われている議案にもなっているのかと思っております。

賛成討論者は、城内診療所のアンケートの要望にいろいろ応えている、そこに期待したいとおっしゃいましたけれども、私は今質問で、そのアンケートの中身と今回の条例改正に踏み切った因果関係を質疑しましたが、答えておりません。答弁はなかったです。なので、その答弁を聞いて、なぜそのアンケートの要望に期待したいというふうに思われたのか分からないですし、やはり議会の議決を得た上で、住民説明会が開かれてしまったら、もう住民の人たちはなかなか物が言えなくなってしまうのではないかと思います、私は住民の声を第一に考えたいと思いますので、今回の議案には反対の立場で討論に参加させていただきました。

[何事か叫ぶ者あり]

○議 長 静粛に。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

21 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 それでは、第 95 号議案 南魚沼市立城内診療所の廃止に伴う関係条例の整理について賛成の立場で討論に参加いたします。

まず、考えていただきたいのは、今の現状のままで、毎年4,000万円、5,000万円をつぎ込んで、ずっと続けていかれると思いますか。私は思いませんよ。この英断は絶対に正解なのです。ずっと一般会計から繰入れによって続けてはいけないという状況の下で、それも来年の4月からそちらに移行すると、急がなくては駄目なのです、急がなくては。

そういったことも併せて、住民の意見をというようなこともありますけれども、そういったことをいろいろな情報で伝えているわけですので、住民の方もある程度分かっています。今は1日二十五、六人でしょう。それでは、やっていけないのです。そういったことを踏まえて、市民病院の附属にして、診療日数を若干減らしてというふうなこともありますし、新しい内科以外の診療科目もそこに置いてやっていくというふうなことを言っているわけですから、もう私は賛成をすべきだと、そういうふうに思っております。よろしくお願いします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君 未来創政会を代表いたしまして、賛成の立場で第95号議案に参加させていただきます。

先ほど来、反対者の声を聞いていますと、突発的に地域の声を聞かないでやったかのように私は聞き取れましたけれども、私ども社会厚生委員会におきましては、もう何年も前からこの部分に関しましては議論してまいりました。そして、社会厚生委員会自体も、執行部に対して早く結論を出してもらいたいと、このままでいいのでしょうかと。今現実にかかりつけ医も見つけれない、毎日医師がころころ替わって、今、大事なかかりつけ医といわれている部分に関しても、確保できていないという現実。在宅医療に行きたくても、申し訳ないですけれども、反対する方がいて、そして行けなかったという現実。

そういう一つ一つを鑑み、当初出発した時、この病院ができた時の医療の環境とは、大きく今現在変わってきております。そして、今の診療所をなくそうというのではありません。市の病院事業会計と一体になって、何が何でも守っていきます、というような強いメッセージというふうに私は捉えているのです。

そういう意味で、日数は少なくなったらまた考えるかもしれないし、どうしたらいいか。病院事業管理者が答弁しているわけでありますから、そうした中で、今まで一般財源という特別会計でしているのではなくて、全部適用の病院事業管理者が責任を持ってやりましょう、という形を言っているわけですから、私はそういう形でぜひ進めていただき、そして、地域の医療が——それは体制は違うかもしれないけれども、違った部分で一步前進することを期待して、賛成の討論とさせていただきます。

以上であります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第95号議案 南魚沼市立城内診療所の廃止に伴う関係条例の整理について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第6、第96号議案 南魚沼市農林業集落多目的集会施設等条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第96号議案につきましてご説明申し上げます。本議案につきましては、地元行政区が指定管理者の指定を受け、管理を行ってきた当該条例に記載の3つの施設——谷地集落活性化施設、雷土新田集落活性化施設、大倉地域自然資源等活用型交流促進施設につきまして、10年間の指定管理期間が終了となること。また、当該施設の利用状況が、地元行政区の住民利用が主なものとなっていること。さらに、公共施設等総合管理計画におきましても、地元行政区への譲渡の方針としていることとありまして、これらのことから、今後も有効に利用していただくよう、南魚沼市財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例第3条第1項第1号の規定に基づき、施設を地元行政区へ譲与するため、条例の廃止をお願いしたいものであります。

なお、令和5年3月末をもって、国の補助金等交付規則による、処分制限はなくなるものであります。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行したいものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 96 号議案 南魚沼市農林業集落多目的集会施設等条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 96 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 97 号議案 南魚沼市浦佐福祉の家条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 97 号議案 南魚沼市浦佐福祉の家条例の廃止について提案理由を申し上げます。本条例につきましても、南魚沼市公共施設等総合管理計画に基づきまして、第 98 号議案による財産の無償譲渡をするために、現行条例を廃止するものです。

附則としまして、本条例の施行を令和 5 年 4 月 1 日としたいものです。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 何でこのタイミングでこれを無償譲渡しようと思ったのか、そこだけ聞かせてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この浦佐福祉の家につきましては、平成 23 年度から浦佐福祉の家として事業を展開しておりました。最近になりまして、いろいろ施設の老朽化ですとか、そういう問題がありまして、譲渡先といろいろ協議を交わしてきた中で、先ほども申し上げましたとおり、公共施設等総合管理計画に基づきまして、その管理計画につきましては、来年度譲渡という予定で進めておりましたので、今回このタイミングで条例を廃止し、財産の譲渡をしたいというものであります。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 その管理計画の中にもう入っているわけですね、来年度譲渡するというような形で。そこだけすみません。

〔福祉保健部長うなづく〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 97 号議案 南魚沼市浦佐福祉の家条例の廃止について

は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 97 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 1 時 30 分といたします。

〔午前 11 時 00 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 28 分〕

○議 長 日程第 8、第 98 号議案 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

○議 長 地方自治法第 117 条の規定により、私が退場いたします。小澤実君の退場を求めます。

〔塩谷寿雄君及び小澤実君退場〕

〔議長交代〕

○副 議 長（清塚武敏君） 本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 98 号議案 財産の無償譲渡について、提案理由を申し上げます。

本議案は、第 97 号議案において決定いただきました、南魚沼市浦佐福祉の家の廃止に伴い、今後も継続して障がい者福祉などの地域福祉に活用していただくため、関係財産の無償譲渡をしたいものであります。議案書をご覧ください。

1、無償譲渡する財産ですが、（1）所在地は浦佐 603 番地 5、（2）財産の内容は、土地につきましては、浦佐 603 番 5 及び 603 番 6 の 2 筆で合計面積が 1,454.81 平方メートル、建物につきましては、鉄筋コンクリート造り 2 階建て 1 棟で 810 平方メートル、その他工作物や植栽など一式となります。

2、無償譲渡の相手方ですが、社会福祉法人南魚沼福祉会になります。

3、無償譲渡の理由につきましては、記載のとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○副 議 長 質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 他の議会でこういう財産の無償譲渡の議案が出るときに、たまに不動産の評価額みたいなものが出ることもあるのですが、この物件に関してそういう不動産の評価額みたいなものがあれば教えてもらいたいのと。

2 点目は、他の議会でこういう議案が出たときに、必ずあるのが条件という項目がありまして、条件として今後こういった福祉サービスの提供を行うという、確約的なものをするものがほとんどですけれども、今回この財産の無償譲渡に関して、そういった確約などはされることがあるのでしょうか。

○副 議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この財産につきましては、市有ということで、実際には評価額はないのですが、近傍の価格から評価額は算出することが可能であります。土地の評価額につきましては、おおむね2,670万円程度ということになっております。

あと、譲渡に対する条件ですけれども、今後速やかな譲渡を行い、継続して使っていただくということを前提に、一応こちらの考えている条件としましては、障がい福祉サービスの用に供してもらうこと。これは一定期間を一応想定しております、10年程度を想定しております。あとは、譲渡するわけですので、速やかに譲渡していただくと。このような要件。

あと、一番最大の条件としましては、先ほども申し上げましたとおり、地域の福祉に充実した使用をしてもらうと。そのように条件をつけるということで考えております。

以上です。

○副議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○副議長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○副議長 採決いたします。第98号議案 財産の無償譲渡については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

○副議長 塩谷寿雄君及び小澤実君の入場を認めます。

〔塩谷寿雄君及び小澤実君入場〕

〔議長交代〕

○議長 日程第9、第99号議案 南魚沼市トレーニングセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 それでは、第99号議案 南魚沼市トレーニングセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

この施設につきましては、令和5年3月をもって指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。議案1ページをご覧ください。

- 1、公の施設の名称は、南魚沼市トレーニングセンターです。
- 2、指定管理者に指定する団体の名称は、株式会社ベースボール・マガジン社。

3、指定の期間は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年とするものです。

このたびの指定管理者の募集は公募により行い、結果は、株式会社ベースボール・マガジン社のみ応募となりました。

株式会社ベースボール・マガジン社は、これまで南魚沼市トレーニングセンターの管理運営を行っていた指定管理者であり、市民のスポーツ活動や健康づくりなど、生涯スポーツの振興に寄与する事業に積極的に取り組んでいることから、引き続き施設の良好な管理運営が期待できるものとして、指定管理者選定審議会の審査において候補者と選定したものでございます。

3ページの議案資料は事業計画書となります。4ページをお開きください。

1は、施設管理の基本方針です。これまでの5年間の指定管理の実績を生かして、より効率的で効果的な施設の管理と活用に努めるとともに、生涯スポーツの普及と競技力向上の両面から事業を展開し、健康増進とスポーツ振興に寄与することとしております。また、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ&ライフ南魚沼と連携しながら、よりよい利用者サービスを構築していくとしております。

2は、施設の概要でございます。

3の利用計画では、施設とそれぞれの設備の維持管理や、利用促進及び利用者に対するサービス向上についての記載をしておるところでございます。

5ページをご覧ください。5ページ中段の表は利用料金で、いずれも条例どおりとなっております。

5の指定期間は、記載のとおり6年間でございます。

6ページをご覧ください。6の収支計画書では、令和5年度は、収入、支出ともに1,410万円を見込んでおり、指定管理料は今年度と同じ700万円としております。令和6年度以降は、収入、支出ともに1,470万円を見込んでおります。

7ページにつきましては、団体の概要です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○議 長** 質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

**○黒岩揺光君** まず、選定審議会です。選定審議会に出席した方——どんな方が出席したか教えてください。

2つ目ですが、指定管理料、令和2年度550万円、令和3年度600万円で、700万円、700万円と指定管理料が上昇傾向にありますけれども、その理由を教えてください。

3つ目ですが、人件費です。人件費は、令和2年度750万円、令和3年度750万円で令和5年度が850万円、令和6年度以降は900万円となっておりますが、人件費が上昇傾向になっているのも理由をお知らせください。

最後が、指定管理の条例です。もちろん経費の削減が見込めることという前提がありますけれども、人件費等も指定管理料等も上昇傾向にある中で、審議会の方たちはどういった理

由で経費の削減が進められるとご判断されたのか、教えてください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 まず、審議会のメンバーでございますが、副市長、総務部長、ほか関係職員でございます。

次が、指定管理料が上昇傾向にあるというお話でございますが、そのとおりでございます。3点目の質問の人件費と重なる部分がありますので、一緒にご答弁させていただきますけれども、人件費も確かに上がっております。これは令和5年度までは、おおむね5人の職員でこの施設を管理していくというようなことで計画しておりまして、令和6年度からは6人の職員にしたいということでございます。

その中で指定管理料が上がっているのは、人件費のベースアップ分もあると思います。また、令和4年度においては、令和3年度と比べて100万円の指定管理料の増があったわけですが、これについては50万円分が人件費で、もう50万円分が燃料の高騰などを踏まえた施設管理料というようなことで考えておるところでございます。

また、令和6年度に1名増員する計画になっておりますけれども、それについては自主事業の中でのみ込んで、指定管理料には影響しないようにしたいという工夫も見られるところでございます。

また、経費の削減でございますけれども、今申し上げたとおり、自主事業はスポンサー集めも含めてより多くの方に、地域の方々に支えていただくことによって指定管理という事業を成り立たせていきたい。そんな中であらゆる面で経費の削減を図っていきたいということで、指定管理料がなるべく増えないように人間の充実を図りながら、なるべく増えないようにしてこの運営を行っていくのだというようなことでお伺いをしているところでございます。

そんな中でコロナ禍ではございますけれども、いろいろな教室を開いていただいて、競技志向の方だけではなくて、市民の健康づくりにも寄与されている面がございますので、指定管理者としてふさわしいということで審議会で審査したものと考えております。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 審議会ですけれども、条例を見ると、市長が認める方は外部の方でも参加できるとあるのですけれども、審議会は一応副市長が会長で担当部署の課長だけで、市長も他の外部の方も全く参加されていないということでよろしいか、その確認だけお願いします。

2点目ですが、自主事業の上乗せ分で人件費をカバーとあるのですが、人件費は令和5年度から令和6年度にかけて50万円アップで、自主事業の収入は同じぐらいですか。自主事業のアップで人件費がカバーされているという計算になるのかどうか、改めて教えてください。

6年間の契約なので、自主事業の収入というのは、令和6年度以降ずっと同じこの220万円と80万円、300万円ですと横ばい傾向で続く見込みなのでしょうか。それとも300万円という自主事業の収入というのは増えていく見込みがあるのでしょうか、を教えてください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 審議会に外部の方が入っていたかどうかということですが、入っております

ん。あと、人件費と……

○議長 市長は入っている……

○教育部長 市長は入っていません。

○議長 長 入っていない……

○教育部長 副市長からです。

次が、人件費。令和5年度、令和6年度の収支の中で、人件費が自主事業で賄われているのかというご質問でございますけれども、おおむねそのようになっているかと思います。収入の部の自主事業の分の増加分と人件費の増加分、あとは施設管理運営費の増加分などの見合いかと思っております。

あと、自主事業が令和5年度は190万円、令和6年度は220万円というような中でこれからどういう見込みかというご質問でございますが、実は新型コロナの関係で大分この令和2年度、令和3年度、事業が落ち込んでおります。なので、これから5年後、6年後というところがなかなか見通せないのが現状でございます。

この収支の予算の中には新型コロナの影響というものをある程度排除した中で、新型コロナの影響を受けずに、軌道に乗せた指定管理をしたらこうなるだろうという予算組みをさせていただいております。ですので、自主事業につきましても、このぐらいまでは新型コロナがなかったら回復させたい。そういった意気込みの中で立てた予算でございますので、そういった影響が排除されれば、ここからまたさらに伸ばしていくということもあり得ると考えております。

○議長 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 自主事業が上がる分で人件費をカバーというのと、そもそも人件費——そもそも5人でできたものを6人にする理由というのか、今5人でできているのを6人するのはどういった——何か新しい事業とかをするのか、新しい事業でどういった収入を上げようとしているのかということをもう一度教えてもらえますか。

最後に、審議会に外部の方は入らなかったということですがけれども、今全国的に、たまにですけれども、指定管理から直営に戻す動きも全国的に見られる中で、指定管理料がどんどん増えていっている。人件費が増えていっている中で、直営でやった場合と指定管理に出した場合の比較みたいなものを審議会でしたことはあったのか。外部の方は呼んでいないということですがけれども、そういったことはされたのかどうか。最後にお尋ねします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 スタッフを5人から6人にした場合のというご質問でございますが、する理由は、自主事業を増やしていきたいという理由でございます。スポンサーの獲得というのも一つですが、スポンサーになっていただいた方へのメリットとして、例えばその方と一緒に事業を行うとか、そういったことも施設を利用してできることではあると思います。

また、単体のスタンドアロンの施設だけではなくて、ベースボール・マガジン社さん、ほかの複数の指定管理施設も指定管理者になっておりますので、その部分も生かしながら進

めていくことで、相乗効果が得られるのではないかと考えておるところでございます。

また、審議会につきましては、指定管理から直営に戻していくというお話がありましたが、そんな中での経費比較ということは審議会の中では行っておりません。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今回、令和5年から令和11年の6年間の指定でありますけれども、施設への希望と申しますか、使いたいという希望者が非常に多いということで、例えばトレーニングジム等々の施設を広げていく、増やしていく。ボルダリングだったら種類を増やすという、トランポリンだったら、もう少し初心者の方が使うようなものを入れたいというようなところで、この6年間に施設自体を増やしていくという考えはあるのかということをお聞きします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 まず、施設の充実という点でございますけれども、ボルダリングにつきましては、定期的に配置換えをしたりとかして、市民の方がそれぞれに楽しめるような形で執り行っているところでございます。また、ジム、トランポリン、あと多目的エリアにつきましては非常に需要が多いです。このコロナ禍においても利用者が伸びているという状況にございますので、それらの方々のご意見をお聞かせいただきながら、充実に努めてまいりたいと思います。

多目的エリアにつきましては、スポーツに加えてフィットネスの部分も教室としては開かれておりますので、そういった充実も含めて検討してまいりたいと考えております。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 例えばトレーニングジムであったり、機器を置く場所と。そうするとこれからあとは多目的の広場にそういうジム機器を置くしかないだろうと考えるわけです。施設を十分に住民の方たちの希望に沿うような形でやるとなれば、あそこは避難所として指定してあるわけですから、多目的エリアは避難所として使えないということも当然考えられるわけでありまして。そこら辺も十分考慮しながら、避難所を別のところに移すとか、いろいろ考えながら施設の充実を図っていくと。そういうふうに考えていいですか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 おっしゃるとおりだと思います。避難所としての機能も損なわないような配慮をしながら、充実に努めたいと思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 99 号議案 南魚沼市トレーニングセンターの指定管理者の指定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

指定管理にする——条例によれば経費の削減が見込めることという条例文がございまして、今回のベースボール・マガジン社に関しては、令和 2 年から委託料が上昇傾向でございます。人件費も増加傾向で、さらに職員も増やしていくのに、自主事業は確かに若干の増加傾向でありますけれども、令和 6 年度以降は数字としては上昇傾向に出ていない中で、全国的に今指定管理者から直営に戻したほうがいいのではないかという流れもある中で、指定管理審議会で、直営でやった場合、指定管理に出した場合というふうにしっかり比較して——外部の方を入れてもいいと思います。そういった計算式がある中でやっていったほうが、私はいいのではないかと思います。

東京の団体ですから、物すごいスペシャリストなのでしょうけれども、それがこの数字からは——令和 2 年の 550 万円の委託料が今 700 万円になっていって、今後もずっと 700 万円の傾向であるということです。ですから、もうちょっと直営でやったらどうなのかという議論もあってしかるべきなのかと思い、反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第 99 号議案 南魚沼市トレーニングセンターの指定管理者の指定について、賛成の立場で市民クラブを代表して討論に参加するものであります。

先ほどの質疑の中でもいろいろと出ましたけれども、反対者は指定管理制度そのものについてもう少し議論したほうがよいのではないかということでもあります。指定管理制度が導入されるとき、人件費という部分でコストが削減になるだろうと、そういうことで市のほうも導入していったわけでありまして。

ここに来て一般会計から指定管理料として出している分が増えているのではないかということ、先ほど教育部長のほうから答弁ありましたように、利用者が非常に増えているというところでもあります。利用者のほうの需要に応えるには人員を増やす、時間も増やすということとを当然考えなければならないものであろうと思っております。ただ、全国的に公の直営に戻すという傾向があるということについて、やはり審議会の中で議論があってよいのではないかということについては、議論するということは、私はよいことだと思っております。

指定管理者であるベースボール・マガジン社でありますけれども、引き続きやっていただいておりますけれども、やはり全国的な——特にスポーツ雑誌をはじめとして大変な宣伝力を持っているというところでもあります。大原運動公園もそうでありますけれども、それを含めましてこのトレーニングのほうの全国への発信ということであれば、反対者も言いましたけれども、ベースボール・マガジン社の名前ということであれば、これはすごい名前だなどというところをご理解いただけたらと思います。

この指定管理によって、まさに市民の健康づくりというところに資するところは非常に大きなものもありますので、これからどういう形になるかは知りませんが、やはり専門

のベースボール・マガジン社の考え方で、市民のニーズに応じていくというようないい施設になっていくということを私は期待しております。

以上であります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 99 号議案 南魚沼市トレーニングセンターの指定管理者の指定について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 99 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 100 号議案 南魚沼市斎場の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第 100 号議案 南魚沼市斎場の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

南魚沼市斎場につきましては、令和 5 年 3 月 31 日をもって、5 年間の指定管理期間が満了することにより、次期指定管理者を指定するもので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。議案 1 ページをご覧ください。

1、公の施設の名称は、南魚沼市斎場であります。

2、指定管理者に指定する団体は、株式会社飛鳥で、3、指定の期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

指定管理者の候補者の選定につきましては、公募により選定したもので、令和 4 年 7 月 1 日号の市報及び南魚沼市ウェブサイトと、湯沢町の 7 月 10 日号の広報紙にも掲載し、8 月の 1 か月間、募集を行ったものであります。その結果、現在の指定管理者であります株式会社飛鳥の 1 団体から応募があったものであります。

株式会社飛鳥につきましては、平成 22 年 9 月の現斎場の供用開始時から、当該施設の指定管理者として管理運営を行っており、申請書類の審査においても不適合事項は認められず、良好な維持管理、運営の継続ができるものとして、指定管理者選定審議会で候補者として選定されたものであります。

3 ページからは、候補者による、斎場の事業計画書となります。

4 ページをご覧ください。

1、施設管理の基本方針では、法令等に基づいた管理運営を行うこと、きめ細かなサービ

スの提供に努めること、などが記載されております。

2、施設の概要であります。供用開始は平成22年9月1日で、火葬炉は、一般炉4基、小動物炉1基であります。

5ページの3、年間利用見込みは、近年の実績の平均から、一般炉で918件ほど、小動物炉で257件程度としております。

4、業務の内容では、火葬に関するもののほか、小動物炉の利用許可と利用料の徴収に関することとしております。

5、指定期間、6、運営計画は、記載のとおりであります。

6ページをご覧いただき、7の収支計画では、令和5年度は、4,653万円ほどの予算としております。支出の部では、運営費の項目で燃料費や光熱水費などのほか、施設管理費の項目に法定点検、定期点検の費用も含めております。人件費として、職員は5名で、現在の体制と同様であります。

7ページ、8、指定管理者の概要です。中ほど、主な事業は葬祭業であります。

以上で、第100号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○議 長** 質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

**○黒岩揺光君** 決算を見ると、委託料が令和元年3,481万円、令和2年が3,800万円、令和3年が3,800万円とあって、令和5年からが4,500万円ということなのか。大分委託料が増えるのかなと思うのですが。その要因といたしますか、今回令和10年までですけれども、令和10年までこの指定管理料で毎年いく見込みなのかどうかを教えてください。

2点目は、さっきと同じですけれども、審議会で外部の方が入ったりとか、直営でやった場合と指定管理でやった場合の比較みたいなものを、そういったことはされたのかどうか教えてください。

年間利用見込みがずっと同じですが、亡くなる方が今後も同じぐらいと見込んでこうなっているのか、ずっと横ばいになっている理由がもし分かれば教えてください。お願いします。

**○議 長** 市民生活部長。

**○市民生活部長** 委託料のほうが決算値よりも上がっているということです。主な内容につきましては、6ページの収支計画でいいますと、支出の運営費の中の燃料費——例えばこちらの部分が前回の時の見込みでは約400万円ぐらいでしたが、そこから150万円ほど上昇。次の光熱費につきましても、前回見込み時には450万円ほどでしたが、そこから約500万円ほどの上昇。その他、施設管理費の各点検料、保守点検等も上昇がありますし、人件費のほうでも以前よりは100万円ほどの増額ということで、事業計画をいただいております。こうしたことが委託料の上昇の要因となっております。

もう一つ、令和10年3月までこれでいけるかということではありますが、それぞれこれを基本としまして毎年度の協定を結びます。その際にそれぞれまた見積りをいただいて、協定を

するものとしております。

大きな2番目。審議会において外部の人は入っていたか、入っておりません。直営との比較を行ったか、しておりません。

3番目。年間利用見込みの人数が平らだがということですが、これは指定管理者のほうでは人口統計やそういうことを行うところではありませんので、それぞれ死亡の動向がどうなるかとか、そういったことを統計してやっているものではないということです。過去の実績の平均で出ささせていただきました。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 光熱費が450万円から960万円と倍以上に上がったというのは、それはやはり最近の高騰が理由なのか、その確認ですけれども。あと、人件費が100万円アップというのは、火葬件数は平成30年900件、次が890件、960件、852件、今後も918件でいくので、火葬件数は特に増える見込みがないのですが、それでも人件費が上がる理由を教えてください。お願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 光熱費、電気料の上昇につきましては、実績に基づいた見込みをしておりますので、そのような形でございます。

それと、人件費でございますが、今まで同じ指定管理者が指定管理を受けてやってきていただいておりますが、その間、ある意味全く上昇のない人件費で計上いただいてここまでやってきているところです。それにつきましても、同じ指定管理者で継続してやっていただいていること。それとその中には、例えばよりよい葬儀ということも指定管理者のほうで目指して、例えば厚生労働省の認定の葬祭ディレクターというような資格があるそうですが、そういったものを自主的に取得して、よりよい葬儀を目指すなど向上させる意欲に伴って、やはり働く方の年齢あるいは経験値等も上がっております。そうしたことで、指定管理事業者のほうからペースアップを含んだものを事業計画として出していただき、私どもがそれを点検しているという状況であります。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 同じ指定管理者にずっとやっていただいている、人件費については上昇がなかったから、今後そういったサービスの向上のために、今回人件費が上がるということです。考え方としては分からなくはないのですけれども、一応指定管理にやる条件、条例に書いてあるのが、経費の削減が見込めることと書いてあるのですけれども、そことの整合性みたいなものは何かありますか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 私の説明が悪かったと思います。長く続けているからどうこうということを書いてしまいましたが、そういうことではなくて——そういうことではなくてと言うと

全否定になってしまいますけれども、仮に別の応募者であったとしても、そこで自らが想定する人件費というものが適切か否かというのを、その都度判断するというのがこちらの姿勢だと思いますので、それに基づいてやっているということでもあります。すみません。先ほどの説明が悪かったと思います。

それと、議員のほうでご指摘をいただいている、条例上の経費縮減の関係でございますが、そここのところにつきましては、もっと大事なところがあると私どものほうでは考えておりました、条例の第3条第2号を今取り上げていただいていると思います。その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。ですが、これには前文が、前がついておりました、全部読みますと、その事業計画書の内容が、であります。当該事業計画に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること、ということになっております。

ここで一番大事なところは、公の施設の効用を最大限に発揮させること。それを主眼としまして、それとともに経費の縮減を目指す、というつながりの文節であります。これを必ず経費の縮減のほうも行わなければならないという場合、法文としては通常「かつ」を用います。なので、これをもしそうだとすると、最大限に発揮させ、かつ、経費の縮減を図るというふうに表現すれば、その両方を満たさないと、それにはふさわしくないということになると思います。この文節は、発揮させるとともに縮減を図るということでありまして、主と従といますか、そういった意味合いも含めた文節となっております。

これは市の条例であります、大本は平成15年に指定管理制度が始まる時点で、総務省のほうから出された通知に基づく文章の文節と同じくくりであります。それを市のほうでも使って私どもの条例に落とし込んでいるという形ですので、趣旨としては法が求めております公の施設の設置目的を効果的に達成すること。これを目指すために総合的に判断するという中の一部であろうというふうに判定しております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第100号議案 南魚沼市斎場の指定管理者の指定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

先ほどとほとんど同じ内容になります。部長のおっしゃるとおり、最大限発揮しつつ、かつ経費縮減、両方あってしかるべきだと思うので、そこは全く否定しません。ただ、やはり指定管理料が上昇傾向にあるわけですから、直営でやった場合と指定管理でやった場合の比較、分析を——今全国的にそういう傾向があるわけですから、外部の方を招いたりして、多分いろいろなこういったケースはあると思うのです。全国的に斎場を直営でやっている場合

と指定管理でやっている場合、いろいろあると思うので、そういったものを研究されて、そういった情報を出した上で、やはり指定管理に出したほうが最大限の効果が発揮され、かつ経費の削減が認められるのだという議論があったほうが、判断しやすいかと思ひまして、そういった立場から反対の討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 100 号議案 南魚沼市斎場の指定管理者の指定について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 100 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 101 号議案 字の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 101 号議案 字の変更について説明いたします。

本議案は、国土調査の実施に伴う六日町地区内の字の変更について、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

1 ページ下段が変更調書となっております。変更前、変更後の大字、字、地番の一覧でございます。

めくっていただきまして、3 ページ以降が資料でございます。

3 ページをご覧ください。字変更を必要とした理由でございます。第 12-1 計画区、六日町駅西地区の地籍調査の実施に伴いまして、一画地でありながら大字、字に相違があり合併できない筆があることから、これを整理するとともに、併せて周辺の筆の不整合も整理するものでございます。

めくっていただきまして 4 ページは、第 12-1 計画区の変更総括図、次の 5 ページが字の変更図で、色つきの 3 か所がその該当箇所、地番の下にある枠で囲まれた説明欄のそれぞれ上段が変更前、下段が変更後の大字、字名となっており、区画線中、黒い点線部分が変更前の字界、赤い点線が変更後の字界となっております。

1 ページに戻っていただきまして、施行期日は国土調査法第 19 条第 2 項の規定による成果の認証の日——予定としては年度末からその新年度に入ってからになるかと思ひますが、としたいものでございます。

以上、第 101 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い

い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 101 号議案 字の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 101 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 102 号議案 南魚沼市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 102 号議案 南魚沼市教育委員会教育長の任命について、提案理由を申し上げます。

このたび、南魚沼市教育委員会教育長としてご尽力いただいております岡村秀康さんが、令和 4 年 12 月 24 日で任期満了となりますので、再度任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、議会のご同意をお願いしたいものであります。

岡村さんの経歴につきましては、資料のとおりであります。各位ご承知のとおり、豊かな経験と円満な人格を持ち、教育行政に対する見識も高く、教育長として最適の方であると考えております。

なお、任期につきましては、令和 4 年 12 月 25 日から令和 7 年 12 月 24 日までの 3 か年であります。

よろしくご審議をいただき、ご同意をいただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 教育長の任命に関しては、議会によっては教育長が、新しく任命される方が、所信表明とかやることもあるのですけれども、ぜひ少し質疑の時間でそれができたらと

思うのですけれども。まず、岡村教育長がこの3年間でどんなことを達成されて、今後3年間どういったことを達成すると思いいのか、お聞きしたいのと。

2点目は、物すごく国際化な都市ですけれども、子供たちが英語に携わる機会がアンケートによると全国平均、県平均を下回っている状況があります。岡村教育長としては今後3年間でその状況をどうやって改善していこうと思っているのか。

3点目です。前回、勝又議員の一般質問で岡村教育長がおっしゃった、子供たちがスマホとかゲームをする時間が、この市は物すごく多いとおっしゃっていましたが、その状況に関して今後3年間でどういうふうにやっていこうと、改善していこうと思っているのか。

最後、4点目は、私、南魚沼市は本当に国際大学があることで、教育環境はすごい素晴らしいものだと思うのですけれども、岡村教育長がこの3年間で国際大学の方と何か今後どうしていこうかみたいな話合いの場を何回ぐらい持たれたか、もしあれば教えてください。

○議 長 質疑ですけれども、いかがいたしましょうか。こういった質疑に対しては述べる場ではないかなと思っています。任命ですので……（何事か叫ぶ者あり）だと思いません……（何事か叫ぶ者あり）

○議 長 暫時休憩といたします。

[午後2時18分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後2時21分]

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 先ほどの質疑を取り消させていただいた上で、もう一回、林市長に任命理由をお尋ねします。

現在、南魚沼市はこれだけ国際的豊かな資源があるにもかかわらず、子供たちが英語に接する機会があまり多くない現状がアンケートであるのですけれども、今回、岡村教育長を再任命されることで、その現状をどういうふうに変えていこうと思っていられるのか、お伺いします。

2点目は、岡村教育長が、市内の子供たちのゲームに接する時間がほかのところと比べてすごい長いとおっしゃったのですけれども、そういった現状に関して岡村教育長を任命されることで、どうやって改善されていこうと思っているのか、お尋ねします。

もし、市長がご存じでしたら、3年間で岡村教育長が国際大学の方と打合せなり、今後の教育環境をどうしていこうかみたいな話合いみたいなのをされたかどうか。お知らせください。

○議 長 市長。

○市 長 本件は、人事案件ですよね。議会の皆さんもこういうのを認めるのかどうか、私はちょっと不思議でありませんが。お尋ねでありますので、話をします。

1点目、様々な自然環境とか、いろいろ議員がおっしゃったこと、これらのことは教育現場からきちんとそれに基づきまして、いろいろやっていただく方に対しまして、私は、私が

全てもちろんやれるというところではありません。関与はもちろんできるような今のそういう立場に市長はありますが、もっぱら教育現場に対しまして、その陣頭指揮を執っていただきたい。そういう思いで、これ以上にふさわしい方はいらっしゃらないということでこの場でお示しをしています。

加えまして、これまでの任期中に既に議会の皆さん、ずっとご覧になっているわけです。この方の継続について皆さんも認めていただけるものと思って私は提出させていただいたので、その旨でご判断をいただければ結構かと思えます。

加えまして……ゲームの時間等々、これはこの間、どなたの一般質問だったか、勝又議員の一般質問でもその問題点について様々もう語っておられます。これをもって私がこの席でまた言う必要があるかどうかも含めて、少し常軌を逸している質問ですよ。

そして、3つ目に国際大学のお話をしています。黒岩議員はもっぱら国際大学のことをよく出しますけれども、国際大学は私どもの行政の中にあるものではありませんよ、違いますか。もちろんいろいろなことを、これほど識見高い方でありまして、私が委ねようとしている人ですから、様々に国際大学の皆さんといろいろなことをいろいろな場面で思いを巡らせたり、または個人的にもお話をさせていただいたり、業務的にもあるかもしれません。

そういうことをこの場で言う場所ではないではないですか。違いますか。そういうことであります。私は最もふさわしい方だと思って、教育長として皆さんにお示しをしているので、あとは議会の判断に委ねたいということでもあります。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 二元代表制という場で、市民の代表である私たちの質問に対して常軌を逸しているとか、市長は市民からの電話を受け取るのが面倒くさくなったらもう市長を辞めると言ったわけではないですか。今この場が、市民からの電話が来ている場と同じような場ではないですか……（「いい加減にしろ」と叫ぶ者あり）私たちからの質問に対しても、常軌を逸しているとかではなくて、答えられる範囲で答えていただけたらうれしいのですけれども。IUJが行政区の中にあるものではないと今おっしゃいましたけれども……（何事か叫ぶ者あり）それはどういうことですか……。

2つ目が……それだけお願いします。

○議 長 今の市長の発言が、国際大学は行政に入っていない……それだけです。市長。

○市 長 どういうふうに聞き取ったか知りませんが、国際大学が我々の行政の、例えば教育長が所管している部分ではないではないですか。あれは南魚沼市立ですか。そういう範囲内がないことをこの場で言って、それが云々で、私が、教育長としてその部分をお願いするということに入っていないわけではないですか。

しかしながら、かみ砕いて言えば、地域のいろいろな課題ももちろんあるから、そういうところではいろいろな関係があるでしょうと言っていますが、教育長の任命については、ち

よっと話がずれていないですかという話をしている、と思うので、私としてはそういうことではありませんよという話をさっきしたわけです。分かりませんか。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議ありの声があります。

○議 長 暫時休憩といたします。

〔午後 2 時 27 分〕

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を 2 時 45 分といたします。

〔午後 2 時 28 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 2 時 42 分〕

○議 長 今ほど黒岩議員から討論で異議ありというような話が出ましたけれども、南魚沼市議会では議会の運用内規におきまして、本市議会ではこのたびの議会運営委員会におきまして、人事案件は討論を省略するということが決まっております。もし、次回の議会運営委員会で人事案件があれば、そういう議論があるかと思えますけれども、今回の議会においてはそういうふうに決められておりますので、討論を省略いたします。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 102 号議案 南魚沼市教育委員会教育長の任命について、岡村秀康氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 102 号議案は原案のとおり同意されました。

○議 長 日程第 13、第 103 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 103 号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

このたび、南魚沼市教育委員会委員としてご尽力いただいております須藤文子さんが、令和 4 年 12 月 24 日で任期満了となりますので、再任について地方教育行政の組織及び運営に

関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会のご同意をお願いしたいものであります。

須藤さんの経歴につきましては、資料のとおりであります。平成30年12月から南魚沼市教育委員会委員に就任され、現在に至っております。ご承知のとおり豊かな経験を有し、人格、識見ともに優れていることから、市の教育行政をお任せするに最適の方であると考えているところであります。引き続き、任命をいたしたく、議会のご同意を賜りたいものであります。

なお、任期につきましては、令和4年12月25日から令和8年12月24日までの4年間あります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第103号議案 南魚沼市教育委員会委員の任命について、須藤文子氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第103号議案は原案のとおり同意されました。

○議 長 日程第14、第104号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第104号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

このたび、南魚沼市固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただいております遠藤喜代志さんが、令和4年12月21日で任期満了となりますので、再任につきまして、地方税法第423条第3項の規定に基づき、ご同意をお願いするものであります。

遠藤さんは、合併前の大和町におきまして2期、南魚沼市におきまして平成16年11月1日から6期、同委員会の委員としてご尽力いただいております。引き続きお務めいただきたくお願いするものであります。

経歴につきましては、資料のとおりであり、人格、識見ともに優れた方でありますので、議会のご同意を賜りたいものであります。

なお、任期につきましては、令和4年12月22日から令和7年12月21日までの3年間で

あります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いましたがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 104 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、遠藤喜代志氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 104 号議案は原案のとおり同意されました。

○議 長 日程第 15、第 105 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により、勝又貞夫君の退場を求めます。

〔勝又貞夫君退場〕

○議 長 本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第 105 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

このたび、南魚沼市固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただいております勝又義一さんが、令和 4 年 12 月 21 日で任期満了となりますので、再任につきまして、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、ご同意をお願いするものであります。

勝又さんは、平成 25 年 2 月 1 日から 4 期、同委員会の委員としてご尽力いただいております。引き続きお務めをいただきたくお願いするものであります。

経歴につきましては、資料のとおりであり、人格、識見ともに優れた方でありますので、議会のご同意を賜りたいものであります。

なお、任期につきましては、令和 4 年 12 月 22 日から令和 7 年 12 月 21 日までの 3 年間です。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 105 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、勝又義一氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 105 号議案は原案のとおり同意されました。

○議 長 勝又貞夫君の入場を認めます。

〔勝又貞夫君入場〕

○議 長 日程第 16、第 106 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 106 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

このたび、南魚沼市固定資産評価審査委員会委員としてご尽力をいただいております大竹一夫さんが、令和 4 年 12 月 21 日で任期満了となりますので、再任につきまして、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、ご同意をお願いするものであります。

大竹さんは、令和 3 年 11 月 9 日から 1 期、同委員会の委員としてご尽力いただいております。引き続きお務めいただきたくお願いするものであります。

経歴につきましては、資料のとおりであり、人格、識見ともに優れた方でありますので、議会のご同意を賜りたいものであります。

なお、任期につきましては、令和 4 年 12 月 22 日から令和 7 年 12 月 21 日までの 3 年間であります。よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第 106 号議案 南魚沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について、大竹一夫氏、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第 106 号議案は原案のとおり同意されました。

○議 長 日程第 17、第 107 号議案 魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合規約の変更について、及び日程第 18、第 108 号議案 魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合規約の変更に伴う財産処分について、以上 2 議案を一括議題といたします。2 議案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 107 号議案、第 108 号議案につきまして説明をさせていただきます。

まず、第 107 号議案 魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

本議案は、魚沼地域特別養護老人ホーム組合——こちら八色園ですけれども、こちらの構成団体である小千谷市におきまして、当該市内の介護関連施設が充足してきたことにより、小千谷市が当該組合から脱退することになったため、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、組合規約の一部を変更するものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 2 条中、小千谷市を削り、続きまして第 5 条第 1 項中、定数を 8 人から 6 人とするものです。

1 ページにお戻りください。附則としまして、規約変更の施行を令和 5 年 4 月 1 日としたいものであります。

続きまして、第 108 号議案 魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合規約の変更に伴う財産処分について、提案理由を申し上げます。

本議案は、魚沼地域特別養護老人ホーム組合の構成団体である小千谷市が当該組合から脱退することに伴う財産処分について定めるものです。

議案書 3 ページをご覧ください。財産処分に関する協議書になります。協議書中、2 のとおり、小千谷市の持分相当財産のうち、不動産等の積極的財産につきましては、令和 5 年 3 月 31 日限りで全て当該組合に帰属させ、負債である消極的財産につきましては、当該組合に対し負担をするものであります。

続きまして 4 ページ、5 ページをお開きください。こちらにつきましては組合の財産目録になります。まず、4 ページ、こちらは積極的財産です。小千谷市の持分がある財産では、②

建物につきましては、評価額 6 億 1,322 万 1,610 円のうち、小千谷市の持分相当財産が 1,858 万 615 円、③物品につきましては、評価額 36 万 6,161 円のうち、小千谷市の持分相当財産が 1 万 1,095 円であり、積極的財産の合計は 1,859 万 1,710 円となります。

続きまして 5 ページですが、5 ページは消極的財産です。小千谷市の持分があります令和 4 年度末の地方債の未償還元金及び利子総額 1,048 万 3,700 円のうち、小千谷市の持分相当額が 18 万 6,550 円であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 2 議案を一括して質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 第 107 号議案 魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合規約の変更についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 107 号議案 魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合規約の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 107 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 第 108 号議案 魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合規約の変更に伴う財産処分についてに対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 108 号議案 魚沼地域特別養護老人ホーム組合を組織する地方公共団体の数の減少及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合規約の変更に伴う財産処分については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 108 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 19、第 109 号議案 令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算(第 9 号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 109 号議案です。令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算(第 9 号)につきまして、提案理由を申し上げます。

本補正予算につきましては、第 1 回臨時会——これは 7 月 19 日で、ご決定いただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充したコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分の活用により実施しています、独自支援策の一つであります農業者等緊急支援事業費に 3,800 万円を追加するものであります。

この事業は、原油、肥料や飼料等の価格高騰の影響による負担の軽減支援策として、生産者に対して作付面積や品目に応じた一定額を支援し、農産物等の安定的な供給、品質確保、及び経営の継続を図ることを目的に実施しているものであります。実施に当たり制度を精査した結果、加温型施設を設置しているハウス等を補助対象としたことに加えまして、見込んでいた申請率 8 割を上回る大変多い申請状況となっていることから、申請率を 10 割に変更させていただき、申請者全員に支援が行き渡るよう追加をしたいものであります。これにより農業者等緊急支援事業の規模は、1 億 2,300 万円から 1 億 6,100 万円となるものであります。

なお、財源は財政調整基金から同額を繰り入れて対応することといたしました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 3,800 万円を追加し、総額を 366 億 1,590 万 7 千円としたいものであります。よろしくご審議をいただき、決定をいただきますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか……。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 7 月の臨時議会の際に、私は 10 割来ると思うのでということで反対させてもらったのですが、あのときだったら国のお金で全額できたわけですが、今回、財政調整基金を結果的に切り崩してしまったわけですが、今後の教訓として、なぜ見誤ってしまったかについて、もし、分かったら教えてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 財源手当の関係を最初に私のほうから申し上げます。7 月の臨時議会でもそれが掲載されたとしても、当市における枠というのがございますので、全額それに充てられるかとなると、そうではなかったということがございます。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 見誤ったかという話についてちょっと触れさせていただきます。7月の段階で、私ども例えば昨年のプレミアム付き商品券、これについては昨年の進捗率は79.1%、それからほかに例えば去年、事業者向けのがんばる事業者特別支援金については70.4%、過去のものも大体それに近いものでした。ですので、私ども一応これは80%、8割あれば何とか充足できるのではないかという形で判断したのですけれども、実際には申請のほうに非常に制度が事業者さん、農業者さんに合っていたということで、申請が多かったということです、そのところを訂正し追加させていただいたと。前回そこについては答弁で申し上げたとおり進めさせていただきました。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 総務部長の答弁——7月の臨時議会で多分8,000万円ぐらい余力を残していたと思うのです、国の臨時交付金を。なので多分、10割で3,800万円上乘せしようと思えば多分できたと思うのですけれども、そのところの確認だけお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 財源手当としまして当市に来た枠がありますので、それをどこに使うかの話だけで、それがこちらから国のほうに手を挙げて、それが全部認められるとかそういうことではまずありません。言われるように7,000万円は、後にあの状態でしたので、どういったものに使うかというのも考えながら、あの状態では担当課から上がってきたもので、そこにあてがったと。結果、それが不足になった。また、7,000万円については、ご存じのとおりプレミアムのほうにあてがったということです、通常の補助金とはちょっと違ってもう枠が定められていますので、どれに使うかの違いのそういった話でございます。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 本日で12月議会が最後なので、あえてお聞かせいただきたいと思います。地方創生臨時交付金です。国で7,500億円というふうに私どもは聞いているわけですが、すけれども、また発表になっているかと思えます。当市の分配は幾らで来ているのか、お聞かせいただきたいということが1点目。

それと、ご承知のとおり、この冬がいよいよ始まります。初日にも聞きましたけれども、市民の皆さんとしては、本当に不安の中にいます。そうしたとき、金額に基づいてでございますけれども、今日でもう議会が終わるわけでございますので、いつ頃執行しようというふうに考えているのか。それだけ聞かせてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず、1点目の配分枠ですが、まだ情報はございません。

2点目ですが、それが詳細が来た折には、もう早急に。ただ、また議論がいろいろあるのですけれども、専決とか臨時議会という議論はありますが、それは置いておきまして、早急に手だてをしたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3,800 万円の内訳ですけれども、水田 1 反歩 2,000 円、畑 4,000 円、これは分かるのです。問題は加温型ハウスに対してはどのぐらいの算定基準といたしますか、計算方法だけ教えていただきたい。

○議 長 農林課長。

○農林課長 加温型の施設、ハウスにつきましては、1 棟当たり標準のハウスとして、9 メートル掛ける 36 メートル、324 平方メートルのハウスを標準としまして、1 棟当たり 9 万 3,000 円としております。その 9 万 3,000 円に対して面積に応じてそれぞれお支払いをしていくということです。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この加温型のハウス 9 万 3,000 円ですけれども、恐らくは燃料費といいますが、電気とか燃料費の高騰でということであるのでしょうか。そうするとこの 9 万 3,000 円、面積的というのを市ではどのくらいあるというふうに算定しているのか。

○議 長 農林課長。

○農林課長 市内全体で 32 件となっております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 109 号議案 令和 4 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 9 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 109 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 20、第 110 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 110 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、提案理由を申し上げます。

このたび、人権擁護委員として 3 期 9 年間にわたりご尽力いただきました、三井厚子さん

が、令和5年3月31日付で任期満了となり退任されます。三井さんの後任として、舘野明子さんを人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たり、議会のご意見をお伺いするものであります。

人権擁護委員は、地域で人権の擁護、啓発活動をしていく目的で、様々な年齢層、分野の方をお願いをしています。舘野さんはフィットネスインストラクターとして健康増進、体力づくりの指導やサポートを行う中で、幅広い年代の方々との交流があり、また、消防団員として積極的に地域貢献されるなど、人権擁護委員として適任な方であります。

なお、任期は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となります。よろしくご審議をいただき、ご意見を賜りますようお願いをします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いましたがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第110号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、舘野明子氏、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第110号議案は原案のとおり同意することと決定いたしました。

○議 長 日程第21、発議第8号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

2番・川辺きのい君

○川辺きのい君 発議第8号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書の提出についての提案理由については意見書にありますとおり、物価高騰の中、年金が下がり続け、年金だけでは暮らせない高齢者が多くなっており、生活保護へ移行せざるを得ない高齢者が増えています。このことが自治体の財政を圧迫することにもなっています。

また、生活保護に移行しないまでも、離れて世帯を持つ子供たちが、自分たちの暮らしを維持することとは別に、親の生活を支えるために過大な負担を強いられています。

加えて、今後30年間にわたって3割削減の政府方針は、若い世代に対し将来への展望と年金に対する信頼を失わせる要因になっています。

本来、物価が上がれば年金も上がるものだと認識されてきましたが、近年は物価が上がっ

ていっても年金が減らされ、地域経済を落ち込ませ、地方財政に大きな影響を与えています。現状の年金制度のままでは、年金生活者の暮らしを支えられないばかりか経済を冷え込ませ、自治体の財政を圧迫し、そればかりか若者の年金離れを加速させ、年金制度そのものが成り立たなくなってしまいます。改善が必要です。

物価高騰に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善は、高齢者の暮らしを支え、その高齢者を扶養している現役世代の負担を軽減することにとどまらず、経済効果も大きく、自治体の財政にとっても有益だと考えます。何よりも若者が展望を持てる持続可能な年金制度にするために、支給額の改善は必要と考えます。

提案理由は以上ですが、政令 20 都市も国に対し同じ内容の要望書を提出しています。他の自治体からも今後、同じように提出が予想されます。南魚沼市議会としても、ぜひとも提出いただけますよう、ご審議をよろしくお願いいたします。

○議 長 提出者に対して、質疑を行います。

15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 社会厚生委員会のときもお伺いいたしました。そのとき財源に関してどのように提出者は考えておられるかということで、そういう趣旨のようなものをお聞かせいただきました。本当におっしゃるとおりに、何とか金額は上げなければいけないという、その思いというものは、私はそれに関しては同じ感じにいるのですけれども、であるならば、きちんとした財源という構成の仕方をどのように考えているのか。

少子化がすすぐに進んで高齢化になっている中で、どのような財源——今、今国会でもほかにもいろいろな財源のあれが出てきております。それをどのように捻出しようと、そのように掌握されているのかお聞かせいただきたいということ 1 点と。

もう一点であります。この文章の中にあります、今後 30 年間にわたって 30%削減される計画であるというふうに、ここできちんと書かれております。国は正式にこういう部分をどこでどういうふうな形でおっしゃったのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 提出者。

○川辺きのい君 財源を示すべきとの指摘ですが、この意見書は実情を届けて対策を求めるものです。国の財源は複雑です。こちらを上げればこちらが下がるといったものではありません。財源を示さなければ、実情を訴え改善を求められないということであれば、市民の願いを国に届けることはできません。財源を考えるのは国で行うべきものと考えています。そして、30 年後のことですが、それをどこで示したかということは、少し私も勉強不足で、どの時点で示していたかということは、申し訳ありません、答えることができません。

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 提出者に質問をしたいと思うのですけれども、この本文の下 2 行、よって高齢者も若者も安心して暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を強く求めるというところですのでけれども、先ほど請願時に清塚議員もおっしゃっていましたが、当時、皆様が提出者が若かった頃——若いです。女性にそういうことを言っ

駄目かもしれないですけども——7人で1人を支えていたというお話。今は2人で1人を支えているというお話。それと同じように、積立式ではないということ、賦課型であるということ。

つまり、この2行がちょっとよく分からなくて、高齢者も若者も安心して暮らせるように。これは高齢者の老齢基礎年金の金額を上げることで、若者がどう安心して暮らせるのかがよく分からないのです。

なぜかという、この文章の前半は百分率で結構数字を出してきているのですけれども、最後はもうほとんど数値を出さずに畳み込んでいるような感じなので、この辺りも皆さん、多分かなり議論をして提出されていると思うので、この辺りもしっかり数値を使ってもらって、私たち若者世代が納得できるような、そういう安心して暮らせるというところを説明していただきたいです。

○議 長 提出者。

○川辺きのい君 若者も高齢者も希望を持って安心して暮らせるように、ということですが、この年金を上げることでなぜ若者が、という質問だと思います。

一つは年金を上げることで、経済の底上げを図ることができ、経済が活発になることで、賃金にも反映するという一面もありますし、制度そのものを若者も希望を持って年金をかけても安心して、次世代も自分がもらえる年代になっても安心して暮らせるような、そういう年金制度にすることが必要であるわけです。今の実情ではとてもこの年金支給額で、自分が年を取って年金をもらえる時になっても、もらえないという思いが若者の中に浸透していると思います。そこに対して、自分が年を取っても安心してもらえる、そういう制度に改善していくことと併せて、今の受給者の人たちが安心して暮らせる、そういうものにしていくということが大事だという訴えです。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 ちょっとよく分からないのですけれども、年金の金額が上がれば消費が上がるという説明があるのですが、それはちょっと違うと思っていて、年金が上がったりすることで消費経済が回るというのは全然違うのです。生活経済と消費経済は全然違うわけですよ。私たちが生きていく上で、食べ物を買ったり、生きていく上で必要なものを購入したりするのは、消費経済の中には含まれ切れないわけです。私たち、生産年齢人口が様々なものを、さらに生活をよくしようとか、さらに子供に対して必要なものを買おうとか、そういったことが消費経済に大きく作用しているというふうに、本来は認識するべきだと思うのです。

生活経済が上がることで消費経済が上がるという概念がよく分からないのですけれども、その辺りが、きちんと前半は数字を使って説明しているのに、後半が全然分からない。どれぐらいの——例えばこれ、改善されて年金が上がりましたと。上がった場合に、消費経済がどれぐらい上がるのかというお話がない限り、若者の生活も潤うということは、賃金がどれぐらい上がるかなんて、はっきり——定性的な話をしているけれども、定量的な話を全くし

ていないですよ。その辺り、もう一回、知っている範囲で構いませんので説明をください。

○議 長 提出者。

○川辺きのい君 数字的なものをつかんでいるわけではなくて申し訳ないと思いますが、年金生活者が5割を超えている状態です。その中で、今現在の年金額では、本当に我慢に我慢を重ねて、欲しい物も買えない状態である実態の方が多いです。そして、それが耐え切れずに生活保護に移行するという事態も起きているわけです。

先ほどの反対者の中に、生活保護のほうが消費の底上げになるという議論もありましたけれども、そういう意味で、年金が本当に豊かとはまではいかないまでも、本当に安心して生活できる年金に引き上げることで消費が上がることは、どれくらい上がるかという数字は申し訳ありませんがつかんではいませんが、今現在よりも上がることは確かであります。ということで、数字を示せとおっしゃいまして、そこには答えることはできませんが、そういう認識であります。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。では、最後に数字で示せというのはもう言わないとして、では、私たちが年金を受け取るという時代に、提出者は年金という制度が今以上によくなっているというふうに断言できますか。

○議 長 提出者。

○川辺きのい君 断言できますかと言われて、それは断言はできませんが、今の事態——年金受給者がその年金だけでは暮らせないという状態を改善していくという、そういう中で、そこは日々、私たちの議論も大事ですし、そういう中で若者が将来きちんと生活できる年金制度を確立していくことが大事だと思います。

それを目指すためにも、ぜひとも今本当に年金だけでは暮らせない。自分の親の年金が低すぎて離れて暮らす子供が親を扶養するのに、本当に大変な思いをしているという状態を、少しでも改善していくことが大事ではないかと思っています。今の若者の賃金が本当に安くて大変なのですが、そういう今の若者が希望を持てるためにも——若者の賃金が低い状態と、年金が不公平だというふうな議論もあるわけですが、やはり政府も若者の賃金が安いということで、賃金を上げる必要があるというふうに認めているわけですが、政府はその賃金を上げる、実行ある対策を取っていないわけです。

そういうことで公平性という理由によって年金を上げないというふうなことであれば、賃金が上がらない限り年金は上がらないというふうなことになります。永遠にそうなります。若者の賃金を上げる対策を、やはり別途取って、若者が安心して年金をかけることもでき、希望を持つことができることが重要だと思います。すみません、そういうことです。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 提出者、すみません。今のこの発議の文に当たりまして、やはり中沢議員

が言われたことがここに書かれているわけですので、やはりこれがもし可決されますと、私の名前で国のほうに意見書として上がりますので、説明ができないということは今後ないようよく——文書を出すときには、多分、政令指定都市 20 都市のやつを引用してだと思っておりますけれども、提出者としてその説明ができないということはないように、今後はお願いしたいというふうに思います。

〔「分かりました。ありがとうございます」と叫ぶ者あり〕

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔何事か叫ぶ者あり〕

まず、原案に反対者の発言を許します。

15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 発議第 8 号につきまして、未来創政会を代表し反対の立場で討論に参加させていただきます。私はこの発議の内容というか思いというものは、本当に痛いほど分かります。でも、現実には私たちは、市民と違って議員の立場として、ではどう考えるかということも、そういう観点も私は大事ではないかというふうに思っております。

2025 年、団塊世代が 75 歳以上になりまして、40 年後には高齢者人口がピークを迎えるわけでありまして。本当にそういう部分で、どうこの高齢化社会を支えていくかという観点で、あえてこの部分に私は討論に参加させていただきました。

今まで年金云々といって全く上がらないというふうな部分でありましたけれども、今年のように物価が高騰していったら、もし来年上がらなかつたら、もう仁王立ちになって私もやります、はっきり言って。でも、私は来年は上がると思っております。だってスライド形式ですから。下がれば下がるし、上がれば上がるというふうに思っております。だけれども、それが次の年になるわけでありまして。

だから今、国はどうしているか。非課税世帯とかそういう厳しい方に、給付金という形で何回もこの議会でも採決したではないですか。そうして、現場を守ろうとしているのですよ。そして長くこの部分を、この年金というものを不透明な不安とかそういう部分ではなくて、確かなものに、青年が確実にもらえるという、そういうものにしていかなければならないというのが、私たちの仕事の一つではないかと思うわけでありまして。

今回の年金受給に関しましても、2017 年に無年金者に関しての年数も 25 年から 10 年に縮小いたしました。そういう部分も一つありますし、低年金者に関しては月額 5,000 円も 2019 年から上乘せしております。一つ一つ、改善しているのです。

例えばこの年金だけではなくて、70 歳以上の方の大体 8 割から 9 割かかられている白内障です。その目のレンズの注入に関しては、保険適用するようになったり、15 万円かかるのを本当に軽減しているのです。

そういうように、年金だけではなくて、高齢者をどういろいろな角度から守っていこうか

という部分にしているのです。高額療養費制度というのがあります。今度は立て替えなくてもいいようにしました。現場の声を本当に一つ一つ大事にしながらやっていくというのが大事ではないかと思えます。

高齢化が進む中で、働きたい人もいるわけです。そういう人には受給開始年齢を選択できる、そういう状況にも変えているのであります。そうして私は一つ一つやっていかなければいけないというふうに思っております。

私ごとでこんなところで話すのも本当に恐縮ですけれども、やはりこれは現役世代と高齢者の負担のバランスが大事であります。本当に個人的なことで恐縮ですけれども、私の家内は余命3か月と言われました。その間、私の家内は言っていました。これは将来もらえないことが分かっているのであります。だけれども、将来のために私は払いますと言って払ってきたのです。そうやって年金制度を支えている人がいっぱいいるということを感じ取っていただきたい。その思いは分かります。だけれども、私も自分がこの年になってきたときに、孫、子供ではないけれども、若い世代の人たちに本当に頑張ってもらいたい、そういう思いであります。ですからこそ、あえて苦渋の判断で私はこういうふうにあえて反対させていただきたいのです。

年金の基金の国庫負担は、3分の1から2分の1に引き上げられたではないですか。本当にそういうことを私は感じ取っていただきたいと思っております。ぜひ、この何十年、今の若者世代が安心していく持続可能な年金制度に、議員の立場として思いは本当に分かります。だけれども、未来の子供たちに、大丈夫ですと言えるような、財源もきちんとした中で示していかなければ、数字も出していかなければ、私たちの責任世代としてどうでしょうか。私は本当に思いは分かりますけれども、あえて苦渋の判断で反対とさせていただきます。私は今後の若い子供たちに、本当に頑張れ、私たちも応援しますよ、そんな思いであえて反対させていただきました。

以上であります。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 日本共産党議員団を代表しまして、発議第8号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論を行います。

賛成理由については、提出者の意思表示、あと意見書にあるとおりです。午前中にあった請願第4号の物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願に対する賛成討論でも明らかにしたとおりですので、同じ話は致しませんが、物価高騰の中、年金が下がり続ける現状を何とかしてほしいという切実な願いですので、ぜひ、賛成をお願いしたいと思います。

若干この南魚沼市の状況を議員の皆さんに、さきの請願を出された年金者組合の皆さんが、市内の現状を紹介していますのでちょっと紹介したいと思います。ひとり暮らしの高齢者1,374世帯、あと高齢者夫婦世帯1,846世帯。この中には生活保護世帯並みかそれ以下の年金生活者が相当数、推察されます。また、基礎年金のみの受給者も約1,000人と推察されま

す。その半数ほどは平均6万円以下の生活保護以下の給付を受けています。厚生年金と国民年金の併給者にも月額6万円以下の生活保護並みの人が相当数いると思われます。65歳以上の高齢者の女性は約1万人います。女性は専業主婦やパートなどで収入が少なく、低年金者や無年金者が多くおります、というふうに明らかにしています。こうした人たちが希望を持って生活をしていけるよう、意見書への賛成をお願いして賛成討論といたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第8号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、発議第8号は否決されました。

○議 長 日程第22、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 これをもって、令和4年12月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、お疲れ様でした。

〔午後3時41分〕